

# 令和7年第4回伊仙町議会定例会

## 会 期 日 程



令和7年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

令和7年12月9日開会～12月11日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	9	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○諸報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 諸般の報告 (議長の動静)</li> <li>(2) 所管事務調査委員長報告 (総務文教厚生常任委員会副委員長)</li> <li>(3) 行政報告 (町長)</li> </ul> </li> <li>○請願 2件 (総務文教厚生常任委員会へ付託)</li> <li>○議案 2件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)</li> </ul>	
			委員会	○総務文教厚生常任委員会 (請願審査)	
〃	10	水	本会議	○一般質問 (大河議員、美島議員、清議員 3名)	
〃	11	木	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案 6件 (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)</li> <li>○請願審査報告 2件 (委員長報告～質疑～討論～採決)</li> <li>○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件</li> <li>○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件</li> <li>○閉会</li> </ul>	



# 令和7年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和7年12月9日



令和7年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月9日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 請願第3号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する  
請願（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第5 請願第4号 三町の共有地（墓地）の平等配分に関する請願書（総務文教厚生常任  
委員会へ付託）

○日程第6 議案第47号 伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第48号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑  
～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君                      事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、令和7年第4回伊仙町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、久保 量議員、大河善市議員、予備署名議員を杉山 肇議員、牧本和英議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月9日から12月12日までの4日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月9日から12月12日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和7年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してありますとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和7年11月までの例月出納検査の結果、各会計への出納状況及び現金の保管状況については、おおむね適正であるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備しておりますのでご確認ください。

次に総務文教厚生常任委員会による閉会中の継続審査の申出に基づき、所管事務調査の報告を求めます。

## ○総務文教厚生常任副委員長（岡林 剛也議員）

総務文教厚生常任委員会並びに経済建設常任委員会の合同で実施した閉会中の所管事務調査について、令和7年10月14日から17日にかけて委員10名及び事務局職員2名の全12名にて、沖縄県那覇市に所在する一般財団法人南西地域産業活性化センターにおいて同法人の概要並びに奄美群島と沖縄の連携に関する取組について、次に国立公園に指定された慶良間諸島の西側に位置する座間味村において国立公園における園地施設整備の取組について、次に沖縄県中城村に所在する琉球大学において陸上養殖「琉大ミーバイプロジェクト」の取組についての調査・研修を行いましたので、ご報告申し上げます。

10月14日に訪れた一般財団法人南西地域産業活性化センターは、昭和63年に設立された団体であり、南西地域、特に奄美群島及び沖縄地域の産業振興と地域経済の発展を目的として、多様な支援活動を展開している。同センターでは、経済・社会に関する調査・分析、既存産業の活性化、新産業の創出、技術開発・振興等に関する調査研究、地域資源を生かした特産品の開発、支援、販路拡大、人材育成、企業誘致など地域経済の活性化に資する幅広い事業を展開している。

また、令和6年度より同センターへ本町より1名の職員が2年間の期限で出向しており、日々研さんに努められている。

視察ではまず同センターの沿革と設立の経緯について説明を受け、次いで、奄美群島と沖縄地域を結ぶ産業ネットワークの構築に向けた具体的な取組事例が紹介された。

特に、両地域に共通する自然環境や文化的背景を生かした観光交流、農水産物のブランド化、物流の効率化を通じた経済連携の強化などが挙げられた。その中で本町の取組として令和6年度より開始されたサツマイモプロジェクト、また、令和7年度予算に計上された世界でもトップレベルの先端研究が行われている沖縄科学技術大学院大学との連携による英検準2級合格者への交流事業について紹介された。当該交流事業は初めての取組であり、今後非常に期待されている取組の一つであるとのことであった。

また、奄美群島産品の販路拡大に向けて、沖縄県内の商業施設や空港、観光拠点での販売促進イベントを展開していること、さらに地域間の人材交流や企業支援を通じて若年層の定着と新産業の創出を図っていることなど、持続的な地域発展に向けた多面的な取組が進められているように感じられた。

意見交換の中では、奄美群島と沖縄が地理的・文化的に近い関係にありながらも、行政区や流通構造の違いにより連携が十分に進んでいない現状を踏まえ、奄美群島～沖縄間の航空運賃の軽減策や島内で排出されたプラスチックごみ、段ボールの処理等の在り方に関し現状と課題についての意見も出された。

奄美群島の振興を図る上で、沖縄との連携強化は不可欠であり、特に観光・物流・人材の3分野での協働が鍵となることから、本町においても広域的な視点から地域振興策の検討を進めていくとともに、引き続き職員を派遣することによって沖縄地域とのさらなる連携が図られ、相互の知見や

経験を生かした新たな交流・産業振興の可能性が広がることが期待されるのではないかと感じた。

次に、10月15日に慶良間諸島国立公園を訪問し、主に座間味村阿嘉島のニシバマテラス及び座間味島の神の浜テラスにおける園地施設整備の状況について視察を行った。

両施設はいずれも環境省直轄事業として整備がなされており、自然環境の保全と観光利用の調和を目的とした先進的な取組として注目されている。

慶良間諸島国立公園は、平成26年に国立公園として指定されケラマブルーと称される透明度抜群の海と世界屈指のサンゴ礁、多くの熱帯魚に彩られた美しい海中景観で知られ、1年を通じてダイビングやホエールウォッチングなど、国内はもとより近年では特にヨーロッパからの観光客が多く訪れる地域である。那覇市から高速フェリーで50分という比較的に近いことから、コロナ禍以降の年間入込客数は10万人を超える状況となっている。

環境省では、こうした豊かな自然を将来にわたり保全するとともに、来訪者が安全かつ快適に利用できるよう、景観に配慮した園地施設整備が行われていた。

まず、阿嘉島のニシバマテラスは、白砂と青い海が広がるニシバマビーチの入り口に位置し、木材や自然石を活用したデザインが特徴的であった。3階部分は展望スペース、2階部分は長いテーブルに腰かけが設けられた休憩スペースとなっており、来訪者が自然と調和しながら快適に滞在できる工夫が随所に見られた。また周囲の植栽には在来種が用いられ、海岸景観との一体感が保たれていた点も非常に印象的であった。

一方、座間味島の神の浜テラスは、慶良間諸島屈指の夕景観賞地として知られる高台に整備され、木製デッキや屋根付きの休憩スペース、バリアフリー対応の通路など、利用者目線に立った設計がなされていた。特に、老朽化した既存施設を撤去し、自然素材を生かした新たな構造物として再整備することで、景観と利便性の両立を実現していた。また両施設に共通して太陽光パネルを活用したフリーWi-Fiが設置され、壁面に表示されたQRコードを読み込むとクジラが遊泳している映像や夕日の沈む映像など、実際にその場所で撮影された映像を視聴することができ、来訪者を楽しませる心配りがなされていた。

今回の視察を通じ、自然環境の保全と地域観光振興を両立させるためには、施設の量的拡充ではなく、質の高い整備と管理が重要であることを再認識した。また、島嶼地域における公共施設整備の在り方や環境配慮型観光の推進に関し多くの学びを得ることができた。

今後は、本町においても、地域資源を生かした観光拠点の整備や来訪者の安全・快適性に配慮した施設づくりを進める際には、慶良間諸島の整備事例を参考とし、環境への負荷を最小限に抑えながら、持続可能な地域づくりを目指していく必要がある。特に、本町の喜念浜海浜公園は、施設の老朽化に伴い再整備が必要なことから大いに参考となるものであり、担当課においても今後の整備計画の中で検討を進められたい。

次に、10月16日に沖縄県中城村に所在する国立琉球大学を訪問し、同大学が取り組むヤイトハタの陸上養殖プロジェクト（通称：琉大ミーバイプロジェクト）の研究・実践状況について視察を行

った。

本プロジェクトは水産業から見える将来課題（人口増に伴う食料不足、エネルギー供給の持続可能性、食品ロス・食品廃棄の弊害、担い手不足による漁業経営難）を食、エネルギー、そして人材の好循環を生む仕組みを構築することから解決すべく、琉球大学理学部の竹村明洋教授がプロジェクトリーダーとなり、北海道大学や東京大学など11の大学と、中城村、オリオンビール、沖縄セルラー、国際協力機構などの自治体や企業が参画し、産学官連携による取組がなされている。

沖縄県をはじめとする南西諸島周辺では、ヤイトハタ（ミーバイ）は高級魚として知られている。同大学では持続可能な陸上養殖技術の確立を目指すべく、国の事業を活用しながら総事業10か年のうち現在4年目となっており、日々研究と実証実験が進められている。

視察では、まず、竹村教授より同プロジェクトの概要説明を受けた。説明によると、ヤイトハタの種苗は県内施設から取り寄せ、大学構内の実験施設2か所と中城村養殖技術研究センターの全3か所において飼育・管理がされている。天然のヤイトハタは1キログラムに成長するまでに約2年を要するが、陸上養殖では水質や餌、環境条件を最適化することで、僅か1年ほどで同等の成長を遂げることが可能となっているとのことであった。さらに注目すべき点として、同プロジェクトでは海水を使用するのではなく、海水の6分の1程度の塩分濃度を持つ人工塩水で養殖が行われていることが挙げられる。この手法により、海水の大量使用を避けつつ、陸上でも海水魚の飼育が可能となり、内陸地域における新たな水産業の可能性を開くものとして、高く評価されている。加えて、陸上施設での飼育は病原菌や寄生虫のリスクを低減でき、安定した品質の魚を計画的に生産できる点でも大きな利点がある。

説明を受けた後、実際に大学構内の養殖施設を見学した。施設内では円形の水槽や循環システム、ろ過装置などが整然と配置され、学生が水質測定や給餌作業などを行っており、私たちも実際に給餌体験をさせていただき貴重な経験となった。

限られた敷地内で効率的な飼育を実現するための工夫や、環境配慮型の技術が随所に見られた。

視察を通じ、陸上養殖技術がもたらす持続可能な水産業の可能性と、地域資源を活用した産業創出への期待が強く感じられた。特に、従来の海面養殖に比べて環境への影響が少なく、気候変動や海洋汚染といった外的要因に左右されにくい点は、将来の食料安定供給においても大きな意義を有するものである。

本町においても、豊かな海洋環境を背景とした水産振興を図る上で、このような先進的な陸上養殖技術の導入や連携は大いに参考となるものであった。今後は、町としても琉球大学など研究機関との連携を深め、地域資源を生かした新たな産業振興や担い手育成の可能性について検討を進めていく必要がある。

以上で、両委員会における閉会中の所管事務調査報告といたします。

令和7年12月9日、総務文教厚生常任委員会副委員長 岡林剛也。

○議長（前 徹志議員）

以上で、所管事務調査の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（伊田 正則君）

議員の皆様、町民の皆様、おはようございます。

本日ここに伊仙町議会定例会の開催に当たり、議員の皆様におかれましてはお忙しい中お繰り合わせをいただき感謝申し上げます。

また町民の皆様におかれましては、ジャガイモの植付けや管理作業、また、キビの搬入が12月10日明日から始まることで、年末忙しい日々が続いていることだと思われま

健康に留意しながら、来年がよい年になりますよう、年末が来年に希望が持てる締めくくりができますことを心からお祈り申し上げます。

また、本定例会が町民にとりましても希望の持てる、実りある会となりますよう期待しております。

それでは、行政報告に入らせていただきます。お配りしています行政報告の要旨に沿って主なもののみ報告させていただきます。

まず、9月の報告ですが、9月27日、28日大阪万博に出席させていただきました。

大阪万博では全国1,718の市町村がある中で、13市町村、伊仙町を含めて13市町村の地域が選ばれてステージで発表することができました。

伊仙町では健康長寿の町として伊仙町の魅力や価値観を全世界に向けてPRできたと考えています。また、万博終了しましたが、今後も観光客の誘致等、大阪観光局と連携をしながら進めていきたいと考えています。

次に10月ですが、まず10月5日伊仙町ほーらい祭が実施されました。他町からの参加もあり、ゲストも係を中心に選出し大いに盛り上がるお祭りになったと思っています。

それから10月8日、令和7年度ICT、IoT職員等現地研修会に参加させていただきました。これから労働力不足が叫ばれる中、庁舎内でもICTやIoTの力を活用しながら、この技術を活用しながら取り組んでいくということは大切なことだと思っています。

そういう意味からも、先進的に研修を積んで、そして、将来、労働力不足に対応できた取組ができればと思っています。

それから10月12日、伊仙町町民体育祭が実施されました。各集落の代表が練習の成果や地域の絆等を大いに発表する場になったと思っています。このような連帯感や地域の絆を、子どもたちに伝承していくためにもこれからも大切にしていきたいなと感じております。

それから下のほうにあります10月30日、NECソリューションイノベーター、またはゴルバトヘルス訪問、令和7年度企業立地懇話会等がありますが、健康長寿の町として、これからも持続して価値を高めていく、また、継承していくためにもこのAI技術を活用したデータを基にして、予防

医学の分では伊仙町はこれからも健康の町として価値を高めていきたいと考えています。

それから、令和7年度の企業の立地懇話会におきましては、伊仙町の豊かな大地や自然を活用した企業の誘致を中心に紹介させていただきました。

それから、10月31日は教育開発出版株式会社を訪問させていただきましたが、子どもたちの英語教育のさらなる向上を目指して、どのような取組がこれから子どもたちにとって大切なことなのかを、一緒に話し合いをさせていただきました。

次に、11月ですが、11月2日には全国闘牛サミット in うるま市の大会に参加させていただきました。

うるま市と伊仙町また徳之島の闘牛の違いについては、観光客への見せ方についてうるま市の取組が参考になる部分が多かったなと思っています。

それから、11月5日は安全安心の道づくりを求める全国大会要望活動がありましたが、災害が起きた場合もその後の復旧に対しても安全安心な道があってこそ進められるということで、日頃から安全安心な道を整備していくという必要性を要望活動を通して感じることができました。

それから、11月8日伊仙町の文化祭がありましたが、公民館講座の力作等が展示され、文化面も、スポーツ同様、体育面同様、私たちは伸ばしていかなくちゃいけない、向上環境を改善していかなくちゃいけないフェアだと感じていますので、大いなるこれからの取組についても期待したいと思っています。

あと、11月10日とか、11月12日とか、11月13日、11月19日、11月20日、11月28日、ここはいろいろな要望活動がずっと続いています。当初予算の前の補正予算も含めて、各省庁また県選出の国会議員を中心に要望活動をさせていただきました。

奄振交付金等の概算要求を満額確保するためにも、繰り返し要請活動を続けていくことの大切さを感じています。

また、要望活動とは別に、11月11日に紺綬褒章伝達式、フジヒサF Jアドバンスというのがありますが、この企業に対しましては毎年多額の寄附をいただいて、子どもたちの学習環境を整えるのに活用させていただきますが、また、来年度もお願いして承諾していただきましたので、引き続き伊仙町のために寄附をいただけるかなと思っています。

それから、11月14日には社会貢献支援財団と糸木名小学校との自然観察会というのがありますが、環境保全や文化継承活動が高く評価されて、虹の会が、12月1日東京のほうでの表彰がありましたが、その伝達の報告と、この会の会長であります安部昭恵さんが虹の会との意見交換会をしたということと、また、当部の林道を糸木名小学校の子どもたちと一緒に散策したというのがありました。

安部昭恵さんについては、この会での出会いが後ほどのカリフォルニアの奄美会のほうにも参加していただけるというようなこともお願いしたら、心よく引き受けていただいて、その奄美会のほうにも参加させていただいたということがあります。

12月20日のJALへの要請活動については関東関西からの直行便について運行を実現できないか

などということでもずっと要望してきました。

それから、11月22日のカリフォルニアの、先ほどお話をしましたが、カリフォルニアの奄美会については、この会の参加の中で天城町と奄美市のほうから子どもたちがこの会に参加していましたが、グローバルの感覚を育てるのに、こういう、今まで見たことのない視野で物事を考える環境に子どもたちが行くということが、これからの子どもたちにとってすごく大事な事かなと思いました。

そこで伊仙町のほうでもこういう違う世界を子どもたちに見せる機会というのがやはり大事かなというふうに感じました。

12月もありますが、一応11月までの主なものとして報告をさせて、これで終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△日程第4 請願第3号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願

△日程第5 請願第4号 三町の共有地（墓地）の平等配分に関する請願書

○議長（前 徹志議員）

日程第4 請願第3号、伊仙町民の命を守るための奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願、日程第5 請願第4号、三町の共有地（墓地）の平等配分に関する請願書について、2件を一括して議題といたします。

令和7年第3回定例会以降、これまで受理した陳情は3件、請願2件です。したがって、お手元にお配りした陳情・請願文書一覧のとおり、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号につきましては、文書配付とし、請願第3号、伊仙町民の命を守るための奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願、請願第4号、三町の共有地（墓地）の平等配分に関する請願書の2件につきましては、総務文教厚生常任委員会へ付託したので報告いたします。

△日程第6 議案第47号 伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

△日程第7 議案第48号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第6 議案第47号、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定。日程第7 議案第48号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、2件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第47号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第47号は、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案してあります。ご審議賜りますようお願いいたします。

議案第48号につきましても、提案理由を説明させていただきます。

議案第48号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第47号、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

議案第47号、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明いたします。

この条例は子ども・子育て支援法の一部改正により、生後6か月から満3歳未満のお子さんが対象で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度が創設されました。

事業を実施するに当たって、国が定める基準を基に市町村が条例を定めることとされているため、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第47号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第47号、伊仙町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（上木 博之君）

議案第48号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

本改正につきましては地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律などが公布施行されたことにより改正を行うものです。公示送達を電子化すること、特定親族特別控除の追加、軽自動車税の種別割りの区分変更などが、主なものとなっております。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

議案第48号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第48号、伊仙町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月10日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

なお、この後、総務文教厚生常任委員の皆さんは請願審査を行いますので、議会委員会室へお入りください。

散 会 午前10時36分



# 令和7年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和7年12月10日



令和7年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月10日（水曜日） 午前10時02分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（大河善市議員、美島盛秀議員、清平二議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代議員	2番	久保量議員
3番	大河善市議員	4番	杉山肇議員
5番	牧本和英議員	6番	佐田元議員
7番	清平二議員	8番	岡林剛也議員
9番	上木千恵造議員	10番	永田誠議員
11番	福留達也議員	12番	前徹志議員
13番	樺山一議員	14番	美島盛秀議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君                      事務局書記 實夏三君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	伊田正則君	総務課長	寶永英樹君
未来創生課長	野島幸一郎君	くらし支援課長	上木博之君
子育て支援課長	伊藤晋吾君	地域福祉課長	稲田大輝君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	高橋雄三君
耕地課長	田中勝也君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	富山勇生君
教育長	幸田順一郎君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富讓治君	学校給食センター所長	森一途君
健康増進課長	大山拳君	選挙管理委員会書記長	稲田良和君
総務課長補佐	古川徹君		

令和7年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	大河 善市 (議席番号3)	1. 子育て支援事業について	①子育て支援事業について、継続的支援事業及び今後予定される新規支援事業について問う。	町 長 教 育 長
			②3歳児未満の保育料無償化及び幼稚園の給食費無償化実施時期について問う。	
		2. 公共ライドシェアについて	①公共ライドシェア事業について、どのようなサービスなのか問う。	町 長
			②公共ライドシェア実証運行について、伊仙町ではバスの運行と同様の運行場所(停留所)が決まっている方式であるが、徳之島町・天城町の運行はタクシー方式「ドア トゥ ドア」方式が採用されている。本町における運行方法を採用した経緯について問う。	
			③実証運行による実績及び利用者の要望等について問う。	
			④現在、町が取り組まれている輸送関連事業について、更なる利便性向上を考慮し、利用の見直し等を図る考えはないのか問う。	
			⑤当該事業に関し、今後のスケジュールについて問う。	
		3. 町有地の活用及び義名山運動公園整備事業について	①鹿浦大橋手前の広場の町有地利用及び鹿浦小学校周辺にある寄贈された土地の活用計画について問う。	町 長 教 育 長
			②社会資本整備事業を活用して整備が進められている義名山運動公園について、令和8年度以降の事業継続について問う。	
③義名山運動公園ハイキングコースにおける危険個所の整備計画について問う。				
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 伊田正則町長の政治姿勢について	①副町長人事について、現在不在の状況であるが町政での支障等はないか問う。	町 長
			②新庁舎建設について、令和2年度の実施計画から既に6年が経過しているが、完成の見通しについて問う。	

2	美島 盛秀 (議席番号14)		③指名委員会について、公共工事における指名入札の執行は公平・公正で透明性があると考えているが、十分に精査した上で実施されているのか問う。	町 長
			④一般社団法人 長寿子宝社による「ほーらい祭」への寄付について問う。	
			⑤伊仙町糖業振興会における使途不明金1,400万円の件は、解決できたのか問う。	
			⑥伊仙町堆肥センターにおける使途不明金問題は処理できたのか問う。	
			⑦漁業集落活性化事業の再興はできるのか問う。	
3	清 平二 (議席番号7)	1. 役場新庁舎2期建築本体工事について	①現在の庁舎建設計画について、当初予算内での施工が可能となるような設計の見直し(規模縮小等)を行う考えはないのか問う。	町 長
			②町民や議会へ対し、建設変更や予算に関する内容を丁寧に説明し、透明性のある情報公開を行う考えはないのか問う。	
		2. 保健センターについて	現在、保健センターは庁舎内にありますが、ほーらい館へ移す考えはないのか問う。	町 長

△開 会（開議） 午前10時02分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、大河善市議員の一般質問を許します。

○3番（大河 善市議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号3番、大河善市です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和7年第4回定例会におきまして一般質問を行います。

今回は任期4年の定例会での最後の一般質問となりますが、これまで質問した中で再度取り上げて検討いただき、令和8年度予算に反映されますようお願いをし、通告内容に従って質問をしたいと思っております。

1、子育て支援事業について。

①子育て支援事業について、継続的支援事業及び今後の予定される支援事業についてを伺います。

②3歳児未満の保育料無償化及び幼稚園給食費無償化実施時期についてを伺います。

2、公共ライドシェアについて。

①公共ライドシェア事業について、どのようなサービスかを伺います。

②公共ライドシェア実証運行について、伊仙町ではバスの運行と同様の運行場所が決まっている方式であります。徳之島町及び天城町の運行はタクシー方式、ドア・トゥ・ドア方式が採用されています。本町における運行方法の採用した経緯についてを伺います。

③実証運行による実績及び利用者の要望等についてを伺います。

④現在、町が取り組まれている実証関連事業について、利便性向上を考慮し、利用しやすく見直し等を図る考えはないかを伺います。

⑤当事業に関し、今後のスケジュールについてを伺います。

3、町有地の活用及び義名山運動公園整備事業について。

①鹿浦大橋手前の広場、町有地利用及び鹿浦小学校周辺の寄贈された土地の活用計画についてを伺います。

②社会資本整備事業を活用し、整備が進められている義名山運動公園について、令和8年度以降の事業継続についてを伺います。

③義名山運動公園ハイキングコースにおける危険箇所の整備計画についてを伺います。

以上で1回目の質問を終わり2回目以降は自席で行いますが、答弁については明確な答弁をお願いしたいと思います。

## ○町長（伊田 正則君）

町民の皆さん、おはようございます。ただいま大河議員のほうからの質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の子育て支援事業についてですが、子育て支援課が実施している事業に関しては産前産後、乳幼児期、学童期、思春期に至るまで教育や保健、医療、福祉など必要な支援を切れ目なく継続的に支援していると認識しております。

ライドシェアについては、現在、伊仙町において交通空白を解消するために、公共ライドシェアの実証運行を行っております。今後、町民の皆様によりよい交通サービスを提供するために、事業をさらに推進していきたいと考えています。

鹿浦港大橋手前の町有地の件ですが、町有地については今後、町民並びに来訪者に対してどうしたら有効活用できるか、担当する課と協議をして検討していきたいと考えます。

義名山運動公園についてですが、義名山運動公園の令和8年度以降の事業計画については、現在活用している社会資本整備交付事業での継続が難しくなりましたが、他の事業において整備を進めていく予定であります。

義名山運動公園のハイキングコースにおける危険箇所の整備については、義名山運動公園のハイキングコースは国の天然記念物に指定されておりますので、整備するに当たり、申請等が必要になってくると考えています。詳細については担当課のほうから答弁させていただきますが、次回からの質問については自席でお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

## ○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

大河議員の1番、子育て支援事業についての①子育て支援事業について、継続的支援事業及び今後予定される新規支援事業についてであります。まず継続的支援事業については交流や育児の相談する場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図っているところでございます。また、子育て支援金の贈呈式についても継続して実施していきます。

新生児全戸訪問や産後ケア、各種健診及びベビー教室等を実施し、また、SNSを活用した相談しやすい体制を整え、不安感、困り感をなくすことで、第2子・第3子の出産につなげるよう取り組んでいるところでございます。

また、保育サービスの充実に取り組み、保育料の軽減については財源確保の協議を重ね、現在、検討しているところであります。

放課後児童クラブにおいては保護者のニーズに応え、さらなる充実に取り組んでいるところでございます。

また、島外の医療機関での治療が必要である世帯については、旅費を助成することにより子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。

以上のような、切れ目のない支援を継続して実施しているところでございます。

新規事業については、児童育成拠点事業が10月1日より実施されていて、こちら、子どもの居場

所としての活動が実施されているところがございます。また、昨日可決いただいた条例に基づき、乳児等通園支援事業が令和8年4月1日より実施予定であります。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

ぜひ、継続的支援については取り組んでいただいてほしいと思いますが、少子化の中で子育て支援課で取り組んでいる支援事業継続以外に、課長会及び職員間で横断的取組を進めているという、前回答弁がありました。この中で今考えている、先ほど新規事業のこともありましたが、新規支援策でどのようなことについて、今、協議をされているかを再度伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

新規事業に関しては、今、答弁した児童育成支援拠点事業と、来年、令和8年の4月1日より乳児等通園支援事業が開始されるところであります。この子育て支援に関して各課の連携ということでございますと、未来創生課では空き家対策であったり移住関係、建設課であったら住宅整備だったり住宅料の軽減であったり、経済課であったら子ども食堂であったりとか、教育委員会では小規模校の存続であったり結い結い留学等、地域福祉課においては療育関係とか、各課連携して子育て支援を実施していくところであります。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

この問題については今年3月の定例会でも質問をして、その中で提案をしたパンフレットを作成して、多くの人、また、移住者等に分かりやすい、町が進めている支援事業についてパンフレットを作成してほしいという要望を出しましたが、これについて先般このパンフレットができていたが、これについて、どのようにこのパンフレットを活用して、多くの人に町が進める事業をアピールしていくのかを伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

パンフレットについて、今、子育て支援課で実施している事業、各種事業を載せた一枚紙を準備しているところで、役場のほうにいろいろ手続に来られた方にお配りしたり、先般行われた議員大会の中でもお配りしたところがございます。今後も各種イベントがある際には、そういった場でお配りしていこうと考えているところがございます。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

---

再開 午前10時17分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河 善市議員）

今、おっしゃったことで分かりましたが、町の今、ホームページ等でも移住者関係のホームページでこれについても載っておりますが、文書だけのような支援について掲載がされていましたが、写真等も先ほどありました支援金の、子育て支援のもらったところの写真とかそういう写真等で、やっぱり人に見て分かりやすい、文書だけのような気がしたんですが、そういう改善をしてみんに目で見て分かりやすいようなホームページ等も必要じゃないかと思いますが、ぜひ、そういうふうにできないか再度お尋ねいたします。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

子育て支援金のほうですが、ホームページでたしか載せて掲載した記憶がございますが、掲載しなかった回もあったかもしれません。その辺ちょっともう一度確認しますが、SNSのほうでは順次更新している状況であります。

○3番（大河 善市議員）

それでは、②についてお願いをしたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

②の3歳児未満の保育料無償化及び幼稚園の給食費無償化の実施、保育料の部分になりますけど、こちらは何回かこれまでも答弁させていただいているところでございますが、財源が厳しい状況であります。今後、引き続き協議を重ねて財源確保、早期実施に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○3番（大河 善市議員）

これについては3月定例会でも質問をしましたが、この中で保育料については令和8年度以降取り組んでいくという答弁がなされ、第6次総合計画の中では一部助成及び幼稚園の給食費無償化を検討するというふうに掲載がされていましたが、これについてこういう6次計画にも載っておりますので、いつ頃実施ができるかを再度伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、伊仙町総合計画、総合戦略に関しては令和7年から令和11年の5か年計画を策定されまして、その策定の際に目標値として令和11年に向けて実施していくというふうに目標を掲げております。そちらに向けて保育料の無償化もしくは一部助成などを検討しているところでございます。その11年に関わらず、早期実施に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○学給センター所長（森 一途君）

幼稚園の給食費無償化について、お答えいたします。

幼稚園の給食費無償化については以前の議会でも答弁いたしてありますが、民間の幼稚園で給食費を徴収していますので、町立幼稚園については実施時期は今、まだ未定ですけども、民間幼稚園が無償化に踏み切る時期に並行して行うべきで、そのような準備を進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

子育て支援課長が、今、おっしゃっていましたが、11年に向けてという答弁でありましたが、今、伊仙町の現状を見ますと、子どもさんが生まれてくるのが年間40人前後と、非常に出生率も下がっておりますので、やっぱり手厚い事業を行わないとこの問題についても厳しいんじゃないかなと。学校が存続できない場合も出てくる可能性もありますので、これについて国のほうから、令和8年から国が小学校の給食費無償化を実施するとの報道がありましたが、現在、伊仙町では令和7年度給食費無償化、予算でおよそ1,820万円ほど町のほうが負担をしているということではありますが、ぜひ、国のほうが小学校の給食費無償化を打ち出していますので、この交付金を活用して令和8年度に保育料の無償化及び幼稚園の給食費無償化に向けて予算措置ができないかを再度伺いたいと思います。

○子育て支援課長（伊藤 晋吾君）

お答えいたします。

今、国のほうで給食費の無償化というふうに出ているところでございます。こちら、まだ確定して決まったわけではなく、まだこちら、各県であったり市町村にお示しがあればその示されたことに対して、また協議が進めていくものだと考えております。

○3番（大河 善市議員）

総務課長に再度、この件についてそのような考えがあるかを、総務のほうでどう考えているかを再度伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

ただいま、子育て支援課長のほうからも答弁がございましたが、国において令和8年度以降を目的として公立小学校の給食費無償化の実施を目指す方向性が示されておりますが、具体的な制度設計や国と地方の費用負担の在り方については現時点では確定をしておらず、引き続き関係機関で協議が行われている段階であります。引き続き国の動向を注視しつつ、財政状況等を総合的に勘案しながら子育て支援施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ぜひ、この問題については、過去何回も質問等しておりますが、財政のほうで厳しいという答弁等が何回もありましたが、このように国のほうから交付金も出るかもしれないということもありますので、これについて再度検討して令和8年度に実施ができるようによろしくお願いをしたいと思

います。

最後に、これについて、子育て支援事業について、伊田町長のほうから見解をお願いをしたいと思います。

**○町長（伊田 正則君）**

質問にお答えいたします。

伊仙町は長寿子宝の町としての価値を高めたいと、日頃からいろいろな場面で発言させていただいていますので、子育てについても他の町の取組等も参考にしながら、伊仙町として子育てしやすい環境、また、子どもたちの教育の中で子どもたちが健全に育成できる環境をつくり上げていきたいと思っています。こういう環境をつくるために、予算等も検討しながら優先的に進められたらというふうに考えています。以上です。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

続いて、2番の公共ライドシェア事業についてもお願いしたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

大河議員の公共ライドシェアについて、①公共ライドシェア事業についてどのようなサービスなのか等についてお答えいたします。

公共ライドシェアにつきましては、いわゆる自家用有償旅客運送を指すサービス名であり、道路運送法78条2号に規定されております。自家用有償旅客運送につきましては、バス、タクシーのみでは十分な移動サービスが提供されない過疎地域等において、住民等の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組みとなっております。

具体的に申し上げますと、実施主体の市町村やNPO法人などが、交通が不便な地域におきまして地域の関係者と協議が整えば、自家用車を使い普通免許を保有されている方が大臣認定講習を受講することにより、その他条件がございますが、住民の方たちを有償で輸送することが可能となる仕組みとなっております。

国におきましても、令和6年4月に国土交通大臣を本部長とする国土交通省「交通空白」解消本部を設置しておりまして、同年12月の第3回「交通空白」解消本部における本部長の指示に基づき、令和7年度から令和9年度の「交通空白」解消集中対策期間における交通空白の解消と持続可能な体制づくりの道筋及びその実現に向けた、国による総合的な後押しをするということが示されております。交通空白を解消するためにも、公共ライドシェアをはじめ、様々な取組の支援・強化を行っているところであります。

**○3番（大河 善市議員）**

実際に伊仙町が行っている、今、実証実験中ではありますが、どのような内容かを伺いたいと思います。利用料金とかどのような運行をしているかを、再度伺いたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。現在、伊仙町で行われている公共ライドシェアの実証運行に係る内容についてお答えいたします。

期間につきましては令和7年11月1日から12月5日の34日間、総予約件数に関しましては38件、総乗車人数に関しましては40人、年齢層階別につきましては10代と10代以下で28人、80代が12名となっております。

また、この内容につきましては、停留所を設けてそこに予約をした方が来ていただいて、そこで乗車をするというような仕組みとなっております。

**○3番（大河 善市議員）**

この実証実験ですが、11月1日から12月5日まで行われたということですが、これを実施するに当たり、チラシ等が入っていて東部、中部、西部のほうで説明会がなされたと思いますが、これについて参加者、また、これを利用する高齢者及び子どもさんの保護者等、対象になる方がどれぐらい参加をしたかを伺いたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、実証運行が始まる前に東部、中部、西部におきまして説明会を行いました。参加者に関しましては私が記憶する限りでは、東部ではゼロ名、中部で2名、西部のほうで5名ほど参加していただいたかと思えます。

参加された方に関しましては、公共ライドシェアに関する内容について知りたいという方、あとは実際に今、運転免許をお持ちでない方等がこの公共ライドシェアを利用したいということで参加されておりました。

**○3番（大河 善市議員）**

今、課長の答弁では、この一番内容を知りたい説明会で7名程度しか参加されていないという実情を踏まえて、また質問したいと思いますが、先ほど説明等がありましたが、移動手段のない高齢者及び運転免許証返納者等が一番、この事業にとっては利用できる方だと思っておりますが、この高齢者等への周知について、説明会は先ほど聞いたんですが、一番大事なその方々への周知はどのように行われたかを伺いたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、周知に関しましてはチラシを全戸配布させていただいたのと、高齢者の方に関しましては民生委員の集まりの際にですとか、あとはサロンの際に担当者が出向いていろいろ説明をしていたかと思えます。

それでもなかなか高齢者の方たちに、この公共ライドシェアというサービスの説明が行き届かなかったというところは反省点を踏まえて今後、実際に運用していく中で改善していきたいというふ

うに考えております。

### ○3番（大河 善市議員）

これについて質問しているわけですが、どうもチラシ等の配布だけで終わっているような気がいたしますので、この事業をやっぴりある意味では高齢者の方は非常に大事な事業だと思っております。

やっぴり、あと1回、何か聞いたところ、実証実験があるというふうに聞いておりますが、ぜひ高齢者、この事業を利用する方にもうちょっと説明等、分かりやすい説明等ができればなと思っておりますが、これについて再度質問をしたいと思っております。

### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはり免許を返納された方、高齢者の方たち、いわゆる交通弱者の方たちにこのサービスをどのように使っていただくかというところは課題だと感じております。その中で、やはり高齢者が集まるような場所、もしくは実際に免許を返された方に直接出向いて説明をさせていただくという方法も考えられるのかなと思っております。

また、今後の実証運行に関しましては、やはり高齢者の方たちにつきましては、ドア・トゥ・ドアというサービスが一番有効なサービスかなと思っているんですけれども、やはり人的リソースが足りなかつたりですとか、どういう運行をしていくかというところがまだまだ課題点が改善されていない箇所もありますので、その点踏まえて、より町民の皆様が使いやすいようなサービスになっていくように、財源等も含めて改めて検討していきたいというふうに考えております。

### ○3番（大河 善市議員）

続いて、2番について説明をお願いします。

### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

先ほどの説明で幾つか重複する箇所があるかもしれませんが、2番について回答させていただきます。

運行方法を採用した経緯につきましては、現在、コミュニティバスなどが各種送迎について公共ライドシェアを活用し、財源負担を減らしながら運用していくことを目指すため、また、今回の補助金活用事業が報告までタイトなスケジュールであることを踏まえて、町の送迎事業を需託している長寿子宝社に委託することを中心に計画してまいりました。

実際に実証運行について既存の送迎サービスを実施しながら、いかに実証運行を進めていくか打合せを進めてまいりましたが、両町が行っているドア・トゥ・ドアにつきましては町の送迎事業を請け負っている関係上、人的リソースの不足等により実現が難しいということで、今回は停留所を設けて運用することとしました。

停留所につきましては、コミュニティバスや路線バスが運行していない箇所などを中心に停留所を設定し、なるべく利便性を向上した形での運行を、としております。

○3番（大河 善市議員）

次に、伊仙町の実証については答弁でもありましたが、各停留所を設けて送迎をしているという答弁でありましたが、伊仙町の集落の構成については民家が点在し道路も坂道等も多い現状であります。高齢者の方は利用するに当たっては買物、それから病院等行く方が多く利用すると思いますが、計画段階の経緯について天城、徳之島町が、先ほどもおっしゃっていたタクシー方式、家の前まで迎えに行き、また、家まで送るという体制で望んだのですが、どうして伊仙町については先ほどもありましたが、町の集落形成等も先ほども言いましたが、非常にそこまで行くのが大変、また帰るのも、そこからまた歩いて帰るのも大変という現状の中で、そのような停留所方式を採用したかを再度伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、長寿子宝社に関しましては町の各種送迎サービス事業を担っている関係上、ドア・ツー・ドアに関して割ける人的リソースがなかなか難しいということで、ドア・トゥ・ドア方式になった経緯がございます。

また、各種送迎サービスを止めることも検討したんですけれども、そうすればドア・トゥ・ドアに割ける人員も確保できるのかなということも検討したんですけれども、そうした際に、今回、実証運行しております公共ライドシェアに関しましては有償となってまいりますので、現在、コミュニティバス等は無償で行っている関係上、利用者の方に負担をかけてしまうという点で、そこは断念した経緯がございます。

いずれにいたしましても、ドア・トゥ・ドアのサービスに関しましては、やはり要望等もかなり多くございますので、今後の実証運行、運用に関しましてはなるべく導入するような方向で検討したいというふうに考えているんですけれども、やはり財源等も踏まえて改めて検討していきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

今、おっしゃったこと、高齢者等に利便性のあるような運行形態にもっていけるよう、努力をお願いをしたいと思います。

続いて、3番について回答をお願いします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

3番についてお答えいたします。

先ほど申し上げた箇所と重複するかもしれませんが、実証運行の実績につきましては、期間が11月1日から12月5日、総乗車人数に関しては40人、これは同乗も含む数値となっております。年齢階層別につきましては10代以下が70%、80代が30%となっております。利用目的につきましては買物が25%、通勤が37.5%、習い事が22.5%、その他が15%となっております。

また、要望につきましては、乗り降りする場所を増やしてほしい、運行時間を拡大してほしい、

ドア・トゥ・ドアに近い運行形態ができないかという要望が寄せられております。

**○3番（大河 善市議員）**

この問題については、先ほど説明会では7名程度の説明会の受講ということで、それから、今、おっしゃった実証の利用者の数についても高齢者の方が12名ですかね、子どもさんについては28名程度という、合計40名程度が利用したということで、その内訳も一番多いのが病院と買物と高齢者の方だと思っておりますが、今、その数字は先ほどありましたが、また、要望等についても乗降の箇所を増やしてほしいとか運行時間を拡大してほしいとか、それから徳之島、天城町が実施しているドア・トゥ・ドアに近い運行ができないかという要望等も踏まえて、それをまた改善に向けて努めてほしいと思っておりますが、この課長に再度伺いますが、実証運行では40名程度が利用したということですが、担当課としてはこの利用者の数についてどのように感じ、どのように改善をし、利用を増やしていくか、再度、実証運行があと1回あるということ踏まえて、多くの方に利用をさせるためにはどのようなことを考えているかを再度伺いたいと思っております。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

今回の予約数及び乗車人数に関しまして、実証運行の期間に関して補助金を活用している関係上、スケジュールがかなりタイトになってしまったということ。あとはやはりなかなか周知が町民の皆さんに届かなかったことを踏まえて、やはり想定よりかは少なかったと考えています。

また、既存のコミュニティバスや送迎事業、こちらも引き続き運用していたことも踏まえると、なかなか大幅に公共ライドシェアの実証運行を利用する方は望めなかったのかなと考えています。

しかしながら、このコミュニティバス事業ですとか各種送迎につきましても多額な予算がかかっておりまして、そこを改善しない限り、今、現在行われている送迎事業に関しましては今後の運用がなかなか難しいというところもありますので、こういった点を改善しながら公共ライドシェアに移行して行って、数多くの方たちに利用していただくことを目指していきたいというふうに考えております。

また、どうやってこういった公共ライドシェアを利用していただくかにつきましては、他の自治体につきましては、例えば公共ライドシェアを利用してイベントに参加した場合はドリンクを一杯サービスするですとか、様々な施策を打たれているというふうに聞いてもございます。

そういった事例も踏まえながら、いかに使っていくかというところも実証運行並びに運用の際にしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

先ほども質問しましたが、運転免許証返納者にとっては移動手段については重要な問題だと思っておりますが、先ほど課長の答弁にもありましたが、情報の啓蒙活動を行って次回の実証運行につながるようにしていただきたいと思っておりますが、これについて次回の実証運行について、今、質問等

しましたが、再度改善等があれば再度、伺いたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまご質問のとおり、使っていただかないと、このサービスのよさを理解していただいたりとか、利便性を受容できないかなと考えておりますので、高齢者の方を含めてしっかり周知、広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○3番（大河 善市議員）**

次に、4番について答弁をお願いしたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

これまで地域コミュニティバス事業など他の送迎事業を含めて、町民の皆様に移動の支援をそれぞれの課で取り組んでいるということで認識しております。現在、取り組んでおります公共ライドシェアの実証実験の結果及び説明会などで頂いたご意見を基に、さらによりよいサービスを提供すること、財源の確保をして今後も継続して提供できるサービスになるよう事業の組立てに取り組んでいるところでございます。

その上で、公共交通のサービスを提供する団体におきましても、町民の皆様が求めている要望を実現できるよう、改めて検討していきたいというふうに考えております。

また、公共ライドシェアを運用するに当たり、AIを活用したシステム提供を行っている企業からも随時情報収集や意見交換を行っておりますし、最適なサービスが導入できるように引き続き取り組んでまいります。

**○3番（大河 善市議員）**

この公共ライドシェア事業については、現在、子宝社が行っている町内巡回バスとの運行と似たような形態で運行されていますが、利用者については車に乗り合いでしているのか、単独で目的地まで運行等行っているのかを再度伺いたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

現在、実証運行を行っている公共ライドシェアの運行方法につきましての回答になるのですが、こちらに関しましては乗り合いという形も検討しておりますし、実際、そんな形で運行しております。

**○3番（大河 善市議員）**

今、おっしゃった乗り合いというもの、今、現状子宝社が請け負っている関係上あると思いますが、これをタクシー方式で単独で目的地まで行けるようなことも必要じゃないかと思っておりますが、もう1回実証もあるということですが、これについてタクシー方式の1人で行けるような形態も考えているかを再度伺いたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

今後、様々なサービスの形態を検討しておりますので、具体的にこういった形で進めたいという

ものが、今ない状態ですので、改めて町民の皆様ですとか我々が提供できるサービスを踏まえて、どういったサービスが最善な方法かというの考えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

**○3番（大河 善市議員）**

よろしくお願いをしたいと思います。

次、5番について回答をお願いをしたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、今年度実証結果の整理、課題の分析、あとは住民意見の集約を行い、令和8年度におきましては庁舎内送迎事業の予算、運行について未来創生課に所管を移行し送迎事業の一本化を行い、効率的な運行または財政負担の軽減を図る予定であります。

令和8年度におきましても前回の分析を踏まえて、交通空白解消緊急対策事業等を活用し、再度実証実験を行う予定をしております。

また、公共ライドシェア本格運行の開始時期につきましては、令和9年度10月を予定しております。こちらにつきましては運行費に係る国からの補助金を申請する関係上、10月がベストではないかということで現在進めている状況です。

準備を進めていく中で、立証結果の反映や関係機関との調整状況により内容が一部変更する場合もございますが、住民の利便性の向上と持続可能性を最優先に、丁寧に検討を進めてまいります。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

今、令和9年10月に本格的にこの事業がスタートするということですが、最後、この問題について、今回の実証運行については国よりの交付金での運行だと思っておりますが、実際に実証になった場合、利用者の負担についてどのような形態で料金が発生するのかを伺いたしたいと思います。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

この公共ライドシェアというのが有償というのが前提になりますので、まずは料金を頂くというところが前提になると、あとは財政負担を軽減していくために、少なからず利用者には負担をしていただきたいなというふうに考えております。それによって、今後も安定した公共交通のサービスが提供できるかなというふうに考えております。

また、どうしてもこの料金が負担になってしまうような利用者に関しましては、いろんな補助ができないかということも併せて検討してまいりたいと考えております。

財政上、利用者に負担していただくと国の補助金がもらえるような仕組みにもなっておりますので、そういった点も踏まえながら最適な料金設定等も検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（大河 善市議員）

よろしくお願いをしたいと思いますが、この問題について最後に、本格運行になれば、今、現在は町内だけの運行ということらしいですが、これについて本格運行になれば、島内徳之島全部の運行ができるのかを最後、伺いたと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町外への利用者の送迎につきましては様々な条件がございますが、まず1つ目に両町との協議が必要だということ、あとは着地点が限られてしまうことというところが挙げられます。ただし、そこがクリアできれば町外への送迎も可能かと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時11分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（大河 善市議員）

続きまして3番、町有地の活用及び義名山運動公園整備事業について、①について答弁をお願いしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

鹿浦大橋手前広場の町有地利用について、きゅらまち観光課より答弁させていただきます。

こちらは令和元年に県の魅力ある観光地づくり事業の候補として挙げられておりましたが、境界線が確定しておらず、候補地としての推薦を断念した経緯がございます。現在、境界線の立会いが完了したとのことで、県のほうに問い合わせたところ、候補地として現段階で推薦は可能ということですが、観光計画、設置後の活用計画、図面、概算事業費、現況写真等の提出が必要とのことです。

整備に当たりましては、鹿浦溪谷の上部に当たるため県の崖規制等もありますので、県の助言を受けながら整備内容を協議し、候補地として推薦してまいりたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

ありがとうございます。

前回3月にこの問題について取り上げましたが、そのときの答弁では地籍調査後3年程度かかって法務登記手続が終了し、その後じゃないとできないという答弁でありました。

今、課長がおっしゃった答弁では事業申請ができるということ、今、答弁がありましたが、ぜ

ひ、そのように申請を進めていただきたいと思います。

今、答弁がありましたので、次に、鹿浦大橋手前広場については先ほどありましたが、周辺一帯を観光地化し公園事業を兼ねた展望所及び公共トイレ等の要望をしていましたが、先ほどの答弁でも県の魅力ある観光地づくり事業で事業を進めるということでありましたので、ぜひ、この件につきましては申請事業を進めて早い手続をお願いをしたいと思います。

この問題については答弁がありましたので、その中で次に、鹿浦小学校周辺に、今、鹿浦小学校解体工事が行われておりますが、その段階で個人の土地があって町のほうに寄贈された経緯がありますので、この寄贈された土地について、まず、学校側の土地の計画及び道路反対側の山林について、今後、どのような計画があるのかを再度伺いたいと思います。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

ただいまの大河議員のご質問にお答えいたします。

寄贈地の件であります。まず、学校用地の部分についてはこちらのほうでお答えさせていただきます。

寄贈地として邸宅の跡地が小学校の隣接地にございますが、そちらにつきましては今後、学校用地、グラウンドの一部として拡張する形での計画を予定をしているところでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

ありがとうございます。

現在の学校の校舎については今、ほとんど解体が終わり、今、整地段階に現在、工事が行われておりますが、これを終わった後に今、おっしゃったような寄贈された学校側の土地については同時に行ってグラウンド化にするということによろしいか、再度伺いたいと思います。

**○教委総務課長（町本 勝也君）**

ご質問のとおりでございます。

現在、解体工事が進められていますが、その後にこちらについても進めていくことになるかと思っております。

**○3番（大河 善市議員）**

次に、先ほども質問をしましたが、海岸線にあります山林の活用について、今後、どのような計画があるのかを伺いたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

お答えいたします。

鹿浦小学校西側の溪谷につきましては、以前、大河議員の一般質問のほうでも遊歩道等を整備できないかということでしたが、現在、そちらの溪谷につきましては町の防災マップ上、急傾斜地崩壊危険箇所にも指定されておりますので、現在のところ整備の計画等はございません。

**○3番（大河 善市議員）**

前回は質問をしましたが、今は山林化して山となっておりますが、これを整備して、危険箇所

ありますが整備をして公園化する事業については、先ほど課長がおっしゃった上の町有地と一緒にあの事業を使って公園化する事業が、私はできないかということ伺いたと思いますが、これについてよろしくお願いをしたいと思います。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

お答えいたします。

その辺に関しては県の助言等を得ながら、整備内容を構築して推薦をしてみたいと思います。しかしながら、森林部分に関しましては安全面を考慮いたしますと、自然環境への影響もございしますので、その辺も考慮して今後進めてみたいと思います。

**○3番（大河 善市議員）**

今、課長の答弁がありました。ぜひ、この問題については寄贈された方が、その後寄贈地がどうなっているかという、やっぱり心配をされているということも聞いておりますので、そのまま放置等をしないで、先ほどありましたが、県の魅力ある観光地づくり事業を活用して整備等を特に要望をしたいと思います。

ぜひ、これは同時に現場等も見られて、危険箇所についてはまたいろいろな処置等をなされればすごくいい場所でもありますので、有効活用について、課長、再度答弁をお願いします。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

今後、県と協議しながら進めてみたいと思います。

**○3番（大河 善市議員）**

よろしくお願いをしたいと思います。

今度は建設課長に伺いますが、今おっしゃったところの隣に、昔、鹿浦に下りる道路等がありましたが、これについてはちょっと聞いたんですが、町道じゃないかなということもおっしゃっていましたが、これについて今後、その道路下の鹿浦集落まで整備する計画等があるのか、再度伺いたしたいと思います。

**○建設課長（高橋 雄三君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

議員が言われている道路は確かに町道でありまして、今現在、途中で崖の崩壊等が起こっている状態です。なので、町道として残しておくのは危険な状態と言える状態です。

今、道路台帳の見直し等を行っているんですが、その時点でちょっと町道から外させていただこうかなと考えているところでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

課長、私は勉強不足でよく分からないんですが、町道として残して整備するのと、もうそこは通行止め等しておくのか、これについては整備するのとどう違うのか再度伺いたしたいと思います。

**○建設課長（高橋 雄三君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

今の道路を整備するといったら、また、多額な金額がかかってくる状態であります。なので、一旦町道から外させていただいてよく調査した後、そういう道路の新しい整備等を検討していけたらいいかなと考えております。

**○3番（大河 善市議員）**

分かりました。

続いて、2番について回答をお願いします。

**○社会教育課長（中富 譲治君）**

大河議員の、社会資本整備事業を活用して整備が進められている義名山運動公園について、令和8年度以降の事業継続についてでございますが、これまで社会資本整備総合交付金事業を活用し義名山運動公園の整備を行っております。

令和8年度につきましても、4月に概算要望を鹿児島県に上げておりましたが、9月に採択要件に合致しないことから国への要望を取り下げたと鹿児島県から連絡を受けましたので、今後はスポーツ振興くじ助成金事業と奄振事業を活用し整備を進めていきたいと考えております。

**○3番（大河 善市議員）**

今、課長のほうから、該当しないということで令和8年度以降の事業はできないということでしたが、なぜ該当しないかを伺いたいと思います。

**○社会教育課長（中富 譲治君）**

お答えいたします。

先ほど、採択要件に合致しないというふうに説明したのですが、採択要件のほうに、申請時に地方生活圏の1人当たりの公園面積が全国水準以下であることが申請条件となっております。

この地方生活圏でございますが、徳之島における地方生活圏は徳之島町になっております。徳之島町の1人当たりの公園面積が49.0m<sup>2</sup>、全国平均の公園面積が10.8m<sup>2</sup>となっておりますので、これに伴い採択要件が合致しなくなったということでございます。

**○3番（大河 善市議員）**

経緯については今、答弁で分かりましたが、令和7年度までは事業が今現在、トイレ等の工事等も行われていますが、今、課長が先ほど答弁ありました8年度以降は奄振事業を使った事業で行うということ、今、おっしゃっていたんですが、社会資本整備事業と今度行う奄振事業ではどのような違い等があるのかを伺いたいと思います。

**○社会教育課長（中富 譲治君）**

お答えいたします。

まず、社会資本整備総合交付金事業におきましては、現在、令和7年度まで活用しており、公園と併用して休憩所の建設も行っておりますが、こちらのスポーツ振興くじ助成金におきましてはスポーツ施設になっておりますので、公園の外周の園の整備等ができないとなっておりますので、こちらのスポーツ振興くじ助成金でできない部分を奄振事業を活用するというところでございます。

○3番（大河 善市議員）

今、事業について違いが出るということでありましたが、令和8年度以降の事業については、奄振事業等を活用する事業については、今後どのような、今、公園整備等行われていますが、今、町が考えているこれから整備をしないといけない項目等について再度伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

今後、義名山運動公園の中で整備を計画しているところが、現在行われている公園と休憩場は今年度行われておりますので、その他に防球フェンスと公園外周の園の改修と街灯の設置とグラウンドゴルフ場の整備、現在あるテニスコートの改修でございます。主にはそういったところになります。

○3番（大河 善市議員）

今、課長が答弁ありましたが、大きな設備等については社会資本整備事業で整備をされたと思いますが、最後、この、今、適用になっている社会資本整備事業の補助率と、今度行う補助率については大きな違いがあるのかをこの問題について最後伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

社会資本整備総合交付金におきましては、交付率は2分の1となっております。奄振事業のほうは国が10分の5、県が10分の1、町が10分の4となっております。

スポーツ振興くじ助成金のほうは、こちらは工種によって変わってくるんですけど、グラウンドや芝生化事業に対しましては助成率が5分の4となっております。スポーツ施設の整備になりますと、助成率は3分の2となっております。

○3番（大河 善市議員）

今、課長の答弁で補助率が用途によっていろいろ違うということをお聞きしましたが、今、説明を受けましたが、今後も整備に当たっていろいろな事業をしたいと思います。今後も新しい事業によって整備等ができることを要望し、この問題については終わりたいと思います。

3番について答弁をお願いしたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

3番の義名山運動公園ハイキングコースにおける危険箇所整備計画についてでございますが、義名山の森のハイキングコース内整備を行うには、義名山の森は国の天然記念物に指定されておりますので、まず、史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要綱に基づき、保存活用計画を策定し天然記念物の保存活用指針を定める必要があります。

この計画策定後に史跡等総合活用整備国庫補助事業を申請し採択されましたら、要項に示された範囲内での環境整備を行うことが可能となるかと思いますが、天然記念物に関しましてはその希少性や保護義務の観点から、史跡等の保存及び公開活用のために必要かつ最小限とされておりますので、

公園内の環境を壊さない軽微な整備が前提となっております。

また、義名山の森に関しては以前説明しましたように、環境省の定める奄美群島国立公園第1種特別地域にもなっております。ですので、そちらの保護体制にも沿った形での整備が望まれますので、保存活用計画を作成した後、環境省等との協議を進めて必要な補助金の申請を行い、整備を進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

この問題について3月定例議会で質問をしましたが、義名山の森は国立公園の第1種特別地域ということで、整備については環境省の許可が必要という答弁がありました。私がこの問題について聞きたいのは、その後3月にこの問題について質問しましたが、その後どのような取組を行っているかを再度伺いたいと思います。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

大河議員の3月議会でのご質問で、奄美群島国立公園第1種特別地域とお答えしたところでございますが、今年度9月に国の天然記念物に指定されたことにより、また縛りのほうもきつくなってきているところでございます。

先ほど説明したように、保存活用計画を策定した上での補助事業の申請になりますので、早急にこの保存活用計画を策定し申請まで進めていきたいと考えております。

○3番（大河 善市議員）

事務的な手続がいろいろあると思いますが、この問題について危険箇所というのは軽微な歩道の整備について、またであります。私も現場を行って確認等もしてありますが、予算等についても多額な予算はこれにかからない整備だと思っておりますので、ぜひこの問題についても前向きに進めて申請手続等をして、早めの歩道整備ができるように再度お願いをしたいと思います。

以上、10項目について質問等をしましたが、今回は少子化対策、子育て支援事業の充実及び子育てしやすい町として、また、公共ライドシェア事業は高齢者支援対策にもなると思っておりますので利用しやすいようにお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

これで、大河善市議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時35分

---

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

町民の皆様、こんにちは。伊仙町議会議席番号14番の美島盛秀でございます。ただいま議長から一般質問の許可が出ましたので、令和7年度第4回定例会におきまして一般質問をいたします。

伊田正則町長の動静・動向を行政報告などで拝見いたしておりますが、本当に多忙な状況が伺われます。就任6か月が過ぎました。町政にも一生懸命取り組んでいる姿を伺うことができます。町長はじめ執行部の皆さんの答弁をよろしくお願いいたします。

その上で、私、30年間町民の皆様にお世話になり、本当にありがとうございました。平成8年度のときにちょっとしたトラブル等があつて視力を失う、そして、この30年間でもう加齢も重なりまして、視力の衰えも見えてまいりまして、質問中に失礼なことがあるかもしれませんがお許しをいただきたいと思っております。

それでは、一般質問をいたします。

伊仙町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

まず、今、副町長人事が通告されてありますけれども、現在、副町長が不在の状況でありまして、既に6年、7年になりますけれども、町政には支障がないかどうかをまずお尋ねをいたしたいと思っております。

2番目に、新庁舎建設について。

令和2年度の実施計画から既に6年が経過していますが、完成の見通しについてお尋ねいたします。

3番目に、指名委員会について。

公共工事における指名入札については公平・公正な透明性が必要であります。十分に精査した上で実施されているのかお尋ねいたします。

4番目に、一般社団法人長寿子宝社によるほーらい祭りへの寄附についてお尋ねをいたします。

5番目に、伊仙町糖業振興会における使途不明金1,400万円の件は解決できたかをお尋ねいたします。

6番目に、伊仙町堆肥センターにおける使途不明金問題は処理できたのかお尋ねをいたします。

7番目に、漁業集落活性化事業の再興はできるのかお尋ねをいたします。

7項目について通告をしてございますけれども、私が平成8年度からこの30年間、いろいろな多くの課題に取り組んでまいりました。解決ができて、そして、スムーズに行政が前に進めた点もたくさんあります。

しかしながら、私がいろいろお尋ねをした中にはまだまだ解決のできていない問題点もたくさんありますので、執行部の皆さん、町長以下、分かりやすい理解のできる答弁で、明快な答弁をお願いをして1回目の質問を終わります。

2回目から自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

## ○町長（伊田 正則君）

美島議員の質問にお答えします。

この1番目の副町長人事については議員が何度か議会で指摘くださったように、副町長の不在は総務課長をはじめ役場職員の負担や役場職員の指導等の面においても、また、町政の安定の面からも早期の改善が求められていると思っております。

9月の前回の答弁と同じような答弁になってしまいますが、副町長については町長の補佐役として、経験や能力、専門性、知識等を有した総合的に物事を判断できる人物が望ましいと考えております。

2つ目は新庁舎についてですが、新庁舎については庁の顔である玄関が完成していないことについては町民や町外、または島外から帰省した方々からの質問に対して、私個人としては明確な答弁ができていない状態です。早期の完成を実現したいと考えています。

3番の指名委員会については、これも総務課長のほうからも何度か説明があったと思いますが、伊仙町においては工事の格付、業者の保有する技術職員の数及び過去の実績等を勘案して指名がなされていると認識しております。

4番目のほーらい祭りの件ですが、ほーらい祭りの開催に当たりましては、町内外から多数の方々からご寄附を頂き、盛大に開催することができました。実行委員長としてこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

4番、6番の糖業振興における使途不明金や堆肥センターにおける使途不明金については、弁護士等との協議を進めていると認識しております。

7番の漁業集落の活性化の件については、海産物の資源確保や消費拡大に向けた取組等改善できる施策については、漁業関係者との意見交換を通して改善していきたいと考えます。詳細については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

次回からの質問に対しては、自席で答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

## ○14番（美島 盛秀議員）

まず、副町長人事の件でありますけれども、6月議会あるいは9月議会の中でも町長の答弁で、当時から副町長が不在でありましたので、副町長人事については質問等が何人かありました。その中で町長は、町民の声が町政にきちんと届く、また、町民の声にきちんと耳を傾ける姿勢で情報の公開等もするという答弁でありましたけれども、私はこの副町長不在で行政に支障があるのではないかと常日頃から考えております。

その支障についてでありますけれども、副町長というのはやはり町長の補佐役であります。ですから、副町長不在が、6年、7年になりますけれども、いないということで前町長のワンマン町政が続いてきたのではないかな。そのおかげで前町長は任期を待たずして辞めてしまった。

私は議会人として最後まで町長とは議論をしながら、町長の意見を聞き、そして町民の声を聞き、そして議会議員としての仕事を責務を果たしたいという考えでありましたけれども、急遽辞められ

てしまったものですから最後まで議論が重ねることができませんでした。

伊田町長におかれても、町民の皆さんの声をしっかり聞いて、そして、できることは町民に情報を公開するということでありましたけれども、本当にその六年、七年の副町長不在、そういう中で大久保町長が、前町長が途中で辞められた。本当に真剣にその伊仙町政のことを考えているのか、自分の補佐役として相談のできる、そういう副町長人事を考えておくつもりがあるのか、その認識、決断を、決意をお尋ねをいたしたいと思います。

○町長（伊田 正則君）

先ほどもお話しさせていただきましたが、副町長不在が続いているということで、町民の皆様をはじめ役場内でも、いろいろな迷惑をかけているということは事実だと思っています。そこで、いろんなご意見を賜りながら副町長人事については、改善を尽くしていく必要があるかなと思っています。

前町長の退任と副町長の関連については、これがそうであったのかなかったのかというのは、私の関知するところではないかなと思っています。いずれにしても副町長人事については前向きに検討し、町民にとっても安定が継続的に続くような伊仙町政であるためには必要なことだと思って推進していきたいなと思っています。

○14番（美島 盛秀議員）

副町長人事については町長の特権事項でありますので、町長が任命をするわけでありまして。そして、議会の承認等が必要であります。

しかしながら、あるところでは町民の声では、もう議会が半々で反対する人がいるからいろんな問題点が生じている。だから、議会改選後に、私は来年の2月2日まで任期があるわけなんですけれども、今回の議会改選後に副町長を決めるということを、町民の皆さんには町長の口から出ていると、そういう話を町民の声から聞かされます。

ということは、町長は就任早々から派閥を解消する、後援会のときからも派閥を解消する、私はその派閥というのがどういう意味で派閥、派閥というのか、私には理解ができません。

ですから、町長が本当に伊仙町のことを思い、町民のことを思っているのであれば、私は早急に副町長人事は任命すべきだと、副町長を置くべきだと考えるんですけども、再度、いつ頃置けるのかお尋ねをいたします。

○町長（伊田 正則君）

質問にお答えいたしますが、先ほど美島議員が、私の口から、議会選挙が終わった後にそういう副町長の人事については考えるというような言葉が出たという、この真偽がちょっと私は分からないというか、どこでどういう、誰がそういうことで話をしたのかというのを、ここもちょっとまず腑に落ちないところです。

それと時期については明言はできませんが、先ほども話をしたように副町長の不在において、やっぱり町民に対して安定的な伊仙町政が運営される不安を解消するためにもなるべく早く副町長を

任命すると。先ほど議員がおっしゃったような、議会で推薦して議会で承認を得られるような人物を客観的に判断しながら推薦したいなというふうに考えています。

○14番（美島 盛秀議員）

町長は言ったことがないと、そういう人事案件に関しては言ったことがないという話なんですけれども、実際に候補者と思われるような方々を連れて次の議員選挙に出しますよという、町長がそういう口に出している、町長が議会を二分させるような行動を自らやっているという話を聞きます。

そういうことを聞いて、私も先ほど任期のことを言いましたけれども、早急に臨時議会ですらでもできるわけですので、決めて、私の任期中に副町長人事を決めていただきたいと思うんですけれども、来年の2月2日が任期です。

その今回の、14名の大きな期待でもあると思います。ですから14人の皆さんが、14人が一堂になって認められるような副町長人事は提案できないのかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時18分

---

再開 午後 1時22分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

副町長の人事の時期についてのご質問だと思いますが、先ほどもお話ししましたように、いろんな課題等をきちんと客観的に判断して議会の推薦が得られるような、議会の承認が得られるような方を推薦したいと思いますので、2月というこの時期については断定できません。以上です。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。じゃあ、なるべく早く副町長を置いて、安定した町政が前に進められるようお願いをいたします。

それと、副町長がいないということは、各課のいろんな話合い、打合せ等、先ほども言いましたけれども、町長は出張等、この動静表を見ても分かるように、もう1週間も空けることがあったと、そうすると副町長は総務課長が今、担っています。

副町長は職員と同等の職員です。特別に町長が留守にしているから、副町長がいないから委任を受けてやっているだけだと私は思うんですけれども、その責任、何か問題があったり責任を取らなければならぬときに、政治家でない職員が総務課長でいると私は責任を取れないと思うんですよ。

だから、町長も住民の選挙で選ばれた人、その選挙で選ばれた人が任命をして議会で認めた人が副町長になれる、だから副町長は責任も取らなければいけない。我々14人の議会が認めた人ですか

ら。そういうことが今まで6年も7年も続いてきたから、今、伊仙町の状況がどういう状況にあるのかと思って、入札関係でもお尋ねしたいこともたくさんあります。

ですから、私は先ほど申し上げましたので、ぜひ、副町長人事案を決めて、そして副町長がおつて安定した町政にできるように再度お願いをして、この質問は終わりたいと思います。

次に、2番目の新庁舎建設について。

令和2年度の実施計画から既に6年が経過しておりますが、完成の見通しはついているのかお尋ねをいたします。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

新庁舎の完成の見通しについてということでございますが、第3回定例会でもお答えしましたとおり、現在の状況として令和5年に、10月末に1期工事分の行政棟部分が供用開始となっております。その後、新庁舎2期工事、地盤改良工事も終了しているところでございます。

その他の2期工事においては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機等の世界情勢に端を発したと思われる物価・資材高騰の影響を受け、入札不調あるいは否決となった経緯がございます。

現在、再積算修正の取りまとめを行い工事費増が見込まれましたので、本議会において補正予算の計上を行っております。本補正予算が可決された際には速やかに工事発注を行い、令和8年末を目途に工事を進めていく予定としております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

町長のほうからも早期に完成させたいという答弁でありましたけれども、私この新聞を持ってきましたけれども、これは5月30日の新聞です。

5度目の入札でようやく成立という記事でありまして、令和2年度からずっと実施計画が続いて、入札の不調あるいは物価高騰等いろいろ問題がありましたけれども、これこそ、私は責任ある町長とあるいは副町長がきちんと取り組んでいかなかった大きな問題点ではないかなと考えるところです。

総務課長以下建設課長、関係する人たち、この職員の皆さんも一生懸命取り組んだとは思いますが。しかし、合間合間で他の仕事もいっぱいある、忙しい仕事がいっぱいある、そういう中でこの問題が遅れた理由の一つとして、私は先ほど言いました町長の視察とかあるいは出張、そういう問題で町長の留守することが多かった。前町長もそうでしょう。

そして、副町長がいない。ある程度副町長を代理して行かせてもいいような出張も本人が行く。他の町村は副町長が行っているところも多いんですよ、代理で。その町長がいない間はまた役場で残っておつて、役場の職員との連携、融和を図っていくと。それが本当の行政の姿勢だと私は思っております。

ですから、この入札についても、やっつと、ようやくというように新聞記事に載っている。これ、全郡のこの新聞を見られた方はたくさんいると思います。これを見ただけでも、伊仙町の行政の今

の状態が分かるわけなんです。悲しい話ですよ、こういう新聞に載るということは。

それを私はずっと30年間、これだけじゃなくてもいろんなことを続けて、質問して何とか前に進める行政に、町政にしてみたいとの思いで、無理を無理に重ねながらも頑張ってきたところなんです。

ここで、この令和2年度からの時系列に資料を見てみたときに、最後に5月30日に入札ができた。その間には入札の不調あるいはいろんな問題等でできなかった、こういう問題をどうして解決できなかったのか。私はできたと思うんですよ。

例えば、他の先ほどの質問などもありましたけれども、公園問題あるいは鹿浦小学校の問題、前々のやらなければならない重要なことは置いておいて物価高騰だとか理由をつけて早く前に進めないで、後から出てきたのを前もって補正を組んだりしてやっている。これこそ私は不道理の入札の在り方、行政の進め方だと考えております。

前から順番にやっているこの庁舎なんかも、令和2年度ですから、完成をさせた後にそういう補正をしてやっていくのが、私は当たり前の町行政だと思うんですけども。

私はいつも言います。わだかまりのある、エゴのある伊仙町政が続いているということの日頃から言ってきました。だから、こういう問題が出てきて、いまだに完成できない。こういうこと等、どうしても早期に完成をするということなんです。

これについて、ちょっとまたお尋ねをします。

5月30日の入札執行調書を手元に持っています。これに4億、落札価格が4億1千万なんですけれども、これに5者入っております。町内業者がいないということで、全部町外業者に入っています。このことについては何回か説明を聞いておりますけれども、こういう中で5月30日のこの入札結果を受けて、工事落札した請負契約事案が提案されました。6月議会に。これを否決したと、もちろん否決になりました。

そのことを町長があるところで、これはまたあるところになりますけれども、議員が反対したからこの工事が前に進められないという発言をしたというのも、これ私、他の人、個人的に聞きました。「ヌーナティウキヤ、庁舎ぬ予算反対シャンが。」ということでしたと。

町長、なぜ議会を挙げて反対した人たちがいたから完成できないと、工事案件が認められなかったと、そういうことを言うのか。もし、言っていたかいらないか答弁をお願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

6月議会で私が記憶している中では、町長になって間もない頃の新庁舎2期工事の提案だったと思いますが、その中で議会のほうで討論された内容としましては、町長が町長になったばかりで時期尚早だと、町民との信頼関係が結ばれていない中で今、2期工事に入ることが本当に正しいのかどうかとか、そういうような意見が出て否決されたというような記憶があります。

その記憶を基に、私がどこかでそのことについて話をしたということはちょっとはっきりした

記憶はありませんが、議会の中ではそういうようなやり取りがあったような記憶があります。

○14番（美島 盛秀議員）

これは、この資料は町長が町長になる前の後援会の資料なんですけれども、これに私たちが否決をしたということ、選挙感情などで否決したのが、名前は言いませんけども、〇〇後援会の議員団ですと書いてあります。

これはちょっと、私はそのままの我々7人を町長は考えているのではないかなと。議員というのは14名で構成されているんですよ。

これは後援会の資料ですので、そのまま引きずって町長は議会を見ているのではないかな。どうですか、その辺り。

こういう資料等をありのまま、今までそれを町長の言うことができないような、何か圧力がかかっているのではないかなと私は考えるんですけども、どうでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

ちょっと理解ができない部分が多いんですが、後援会の文書については、これも6月議会等で指摘あったということで、私が資料等を見るには前日か前々日の間もない機会にそれを見たということで、それについて口を挟むような余地がなかったというような答弁した記憶があります。

どこからか圧力がかかっているということについては、ちょっと理解できません。

○14番（美島 盛秀議員）

これは町長選挙の10日ぐらい前ですかね、各戸に配られた資料だと思います。私の家にも持って来た、投票の前日、告示の前日ですかね、隣に配られていました。そういうようなこと等を引きずっていると。だから私はしがらみのない伊仙町の関係のない人を、さきの副町長人事も提案したらどうかと申し上げているところなんですけども。

正直言って、個人の名前は出せませんが、町長とはしっかりと話合いができていて、伊仙町に副町長できるようなしがらみのない純粋な人はいない、そういう人を提案したら、伊田町長は安定した町政が続けられるだろうと、私に助言した人もおります。

ですから、そういう町民の声をしっかりと聞くと。私が言っているのも町民の声ですから、町民の声をしっかりと聞いて自分の政策を進めていく、こういうことだろうと思います。

ですから、今、外部からの圧力ということを行いましたけれども、そういうこと等を口で言うのであれば、なかったということなんですけども、であればやっぱり自分の補佐役として置いて副町長を育てる、それもこの新庁舎の今後の入札関係にもつながってくるのではないかなと考えますので、この入札関係についてはまたしっかりと努力をさせていただきたいと思います。

その中で、この入札をした業者の、落札をした業者の、普通でしたら落札した後、議会の皆さんにもよろしくお願ひしますと言うんですけども、私らが聞いた話では、もう仕事は取ったけれどもこれは赤字だよ、赤字になるから議会が通してもいい、通さなくてもいい、こういうことをその会

社が言っていたという話さえ、私たちに聞こえたんです。

いや、そんないいかげんなことで通してもいい、通さなくてもいいというのであれば、もう通さなくていいよと。あるいはいろんなしがらみ関係があって、そういう外からの圧力とかそういうのがあってのことじゃないかなと思って、私は質問をしたわけなんですけれども。

そういうようないいかげんな会社が落札をした、しかも町外業者。ですから、私は日頃から町内業者育成のために町内業者に分けてでも、町内業者を育てるために町内の業者に入札をさせるようにしてくださいとお願いしたわけなんですけれども。

町の入札において、何か指名委員会等で内部の打合せ等、私はこれ、癒着の問題にも発展してくると思うんですけど、そういう指名委員会でこの入札においてはしっかりと精査できたのかどうかお尋ねをいたします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

本庁舎2期工事の入札につきましては、入札参加資格として県における格付建築工事一式A、土木工事一式Aという参加基準を設けて入札を執行したところでございます。

しっかりとした指名委員会を行い、しっかりと入札を行い、入札の結果をもって、6月議会において契約議決として議案を上程させていただいたところであります。議員がおっしゃるような指名委員会の中での問題であるとか、そういったところは全くございません。

**○14番（美島 盛秀議員）**

この入札指名においては、もちろん指名委員会で話をするわけなんですけれども、町長はこういう入札をするための業者選定においては町長の権限があると思うんですけども、町長はそういう選定における関わりは持っているわけですか。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

指名委員会において指名推選を行い、町長のほうに決裁を頂いているところでございます。指名通知に関しては、決裁を頂いて指名通知を行っているところでございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

そうしますと、私はちょっと逆じゃないかなと思うんですけども、指名願が出されていて、以前の、これは指名委員会にもちょっと関連もしますけれども、指名願が出されていたら、この業者、この業者は資格ランクがあると、私はもちろん県の資格ランクです。県のランクで伊仙町もやっていたと思っていたんですけども、その前に、どういう業者がその執行の庁舎問題は関わっていたのか、そこらあたりは町長が知らなければならない事項だと思うんですよ。

この令和2年度から執行計画を立ててくるたんびに前町長は関わっていて、あるいは他の事業でも町長の段階で入替えをしたというのがあるんですけども、その入札をこういう業者が指名願が出ている、そのランクを見て適切であるか適切でないのかはもう指名委員会に任すということですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

入札参加資格につきましては、事前に、先ほど申しました県の格付における建築工事一式A、土木工事一式Aの資格を有する業者をというところで参加基準を設けておりますので、そちらのほうに関しては町長のほうにも、当時の町長のほうにも了解を得て、入札参加資格基準を設けているところでございます。

しかし、その指名委員会の中においては、その資格を有する業者を選定推薦をして、その後、町長のほうに、こういう指名委員会においてこの業者を推薦しますというところで決裁を頂いて、指名通知を発出しているという形でございます。

○14番（美島 盛秀議員）

ついでに3番目の指名委員会にも関連してまたやりますけれども、また1番目の副町長人事にも関連しますけれども、さっきも言ったように、今、総務課長の権限で指名委員会をやっていると。そうしますと、あと、この人が落札をしたよと、それに印鑑を押すだけ、町長は。そういう受け取り方をしているんですけども。

ですから、最後までしっかりと責任の取れる指名委員長は副町長がやらなければいけないよと、町民が選んだ人を副町長に置いて、指名委員会などは平等に当たり前のことをやらなければいけないよと私は質問しているわけです。

総務課長がこういうことなど想定しないで、上から順番に、副町長がいないときは総務課長、その次、段階的に踏んでいくと思いますけども、そういう状態を生じさせないために副町長を置きなさいと。当たり前のことを法令で決まっているわけですよ。その当たり前のことができないから、7年間もできないから、私は私の意見で質問しているわけなんですよ。

町長、そのことに対して責任ある副町長は置かなければいけない、指名委員長としてちゃんと置かなければいけないということは、十分そういうことを、今、指名委員長が総務課長なんですけれども、区別の判断、そういうこと等は理解していらっしゃるでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

先ほどから同じような答弁になりますが、町民の町政に対する不安等を解消するためにも、副町長の人事については前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○総務課長（寶永 英樹君）

すみません、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、現在、副町長が不在ですので、伊仙町請負工事入札者指名選考委員会設置規程第2条に基づき、副町長が欠けた場合においては、伊仙町課設置条例に定める課の順序である課長が委員長の職務を取るものとする。その場合、現在、副町長不在で、総務課長の私が指名委員長の責を負っているところであります。

副町長が不在という状況であっても行政サービスを滞らせるわけにはいきませんので、そういった形で副町長不在であっても、総務課長である私のほうで指名委員長の責を、今、取っているところでもありますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

今、総務課長が言ったその話はもう何十回聞いています。ですから、そういう当たり前のことができないから、私は副町長を早く置いてやったほうがいいよと提案をしているわけなんです。

また言いますけれども、この入札に関しても一業者からいろいろ町長とお話があって仕事の割当等をやっていると、こういう話さえ、今、広がっているんですよ。これはもう、また、それも知らないと言うんでしょうけれども、知らなかったら知らなかったでいいです。よろしいです。

ですから、そういうことが言われたりなかったりするのために、私は町長のためにいい伊仙町をさせるために言っているんですよ。私が言うと誹謗中傷だとか、「アンムンヤ、チュウカミ」だとか言う人はいますよ。言われても私は結構です。町民のために、町長も町民の幸せのために出てきたわけですから。お互い政治に町民を代表としてきた以上は、選ばれて出てきた人間というのは、本当にそういうことを区別つけてやらなければいけないと思って、質問をしているところです。

指名委員会と重ねてになりましたけれども、新庁舎については早急に、補正も組まれておりますので、早急に完成ができるように、3月まで待たないでもこれも臨時議会あたりでできると思いますので、早急な完成をお願いをしたいと思います。

この指名委員会について、また質問をいたします。

私が平成30年、議長時代に、これ例えなんですよけれども、大阪の高槻市で小学校の塀が倒れて小学校4年生が死亡したという事故がありました。そのときに全国の小中学校に冷房をつけようということで、事業が7,400万円だったですかね、当時の予算が。こういう工事が出まして繰越しで30年、29年度でしたかね。30年の繰越しであったものですから、当初からもう繰越したから、当初からできるから早くしなさいということを私は指導をしておりました。

ところが、最終になってから、12月議会になってから、その契約工事の案件が出てきました。しかも伊仙町内の業者が1者も入っていませんでした。それで、当時の教育委員会の総務課長と話をして、これは一旦取り上げなさいと、そして町内業者に分けて入札をさせなさいということを申し入れましたけれども、もう議会に間に合わない、その予算執行に間に合わないからということで、議会開会前日に私に再度持ってきました。

そういうことで、私はこの議案は受けられないということで、私は議長を下りて、そして、下に7名の議会で反対をしたと。そして、町内業者にみんな分配をさせたという事案がありました。それは、議場の中にいらっしゃる方は何人かしか知らないかと思います。

ですから、指名入札においては非常に難しいところがあると思います。そういう難しいところをクリアして、そして、前に進める行政にしなければいけないということなんですけれども、これは私の経験上のお話です。

そこで資料がありますけれども、資料請求をした中で、町建設工事入札参加資格の格付は行っておりません。本町においては県の格付を参考にしており、県建設工事入札参加資格における格付区分は鹿児島県ホームページにも掲載されておりますのでご確認くださいという資料を頂いております。

私、確認をしました。県の建設工事入札参加資格者格付及び登録結果一覧表という資料を持っております。これは前にもちょっと見せたと思うんですけども、伊仙町の建築工事の格付を受けて、資格審査を受けた業者が29者おります。恐らく今、伊仙町には45か46者の業者さんがいらっしゃると思います。その伊仙町が29者、徳之島町が38者、天城町が25者が県の資格審査を受けて格付されておまして、ここに29者が載っております。

しかし、この県のランクには関係ないという総務課長の答弁でしたけども、県の格付を参考にとことなんですけれども、参考にしたのであればこの格付されている業者は、大概入っている業者もいますけれども、ほとんど入っています。しかし、この県の指名のランクに格付されていない業者が何人かいます、伊仙町に。その人がもう何千万という仕事を取っている。これは県の格付を受けている参考にならないんじゃないですか。参考にしていますか、どうですか。お尋ねします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

庁舎2期工事に関しましては県の格付を参考に、建築工事一式A、土木工事一式Aの資格を有する業者を参加基準として設けておりますということで、先ほど答弁をさせていただきましたが、それ以外の工事に関して指名委員会の内容については公表はいたしません、入札参加資格申請書を提出していただき、名簿に登録された業者の中から建設業許可の業種、技術者の有無、手持工事、過去の実績等、またはその中には県における施工能力、いわゆる先ほどから申しています格付表を考慮し、指名を行っているところでございます。

**○14番（美島 盛秀議員）**

伊仙町の業者を育てる、これが第一目標だと思います。そして、建設業者をされている人たちは、いろんな機械類あるいは従業員あるいはいろんなコストもかかります。厳しいこういう状況の中で運営をされなければならない。県のランクづけとすれば、きちんとした点数制度でランクがはっきりするわけなんです。

ですから、伊仙町のそういう公共工事を請け負っている人たちにも勉強させるためにも、そして、委員長が言っているようにきちんとした入札ができるためにも、私はこの格付はこれからも参考にして、入札に指名していただきたいと思うんですけども、そこらあたり、町長はそういう認識とその格付とかそういう認識等はできていましたか。

町長に聞きたいんですけども、それぐらい分からなかったら町長はだめですよ。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、指名選考につきましては先ほど申しましたとおり、まずは入札参加資格申請書を提出していただき、名簿に登録された業者の中からそれぞれの業種、技術者の有無、手持工事、過去の実績でおっしゃるように県の格付等も参考にしながら今後も指名を行ってまいりたいと考えておりますし、以前から問題となっている町内業者育成というところも念頭に指名を行ってまいりたいと考えております。

○14番（美島 盛秀議員）

町長も就任6か月ということで、まだまだそこらあたりまで深いこと等まだ勉強中だと思います。これも副町長がいないためにそれなりの勉強ができなかったと思いますけれども。

例えば、その資格審査を受けて県の仕事をもらう、工事をする、これは県は検査とかいろいろなので厳しいわけなんです。厳しいだろうと思います。

ですから、いろいろなボランティア活動をして点数に入る、そして、その点数によってランクづけをして仕事のA、B、C、Dとランクがあるということなんですけれども、そこで今後、そういう格付を参考にして町内業者をしっかりと育成をして、まず最初はDから始まると思いますけれども、D、C、B、Aと上がって行って、こういう庁舎もできるような、もうAじゃないとこの庁舎などは入札入れないということだと思います。ですから、そういう地元業者を育てていただきたいとお願いをしたいと思います。

それと、皆さん分かっていると思いますけれども検福の県道沿いに、もう半年ぐらい前、夏休み前からかね、あの工事は。畑かんの工事があります。最近やっと終わっているみたいなんですけれども、あの工事、工期は何月か何日だったですか分かりますかね。

○水道課長（富岡 俊樹君）

ちょっと今、手元に資料がないんですけれども、たしか12月の半ば頃までだったかなと自分は記憶しております。始めの入札のほうは7月頃ですね。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時01分

---

再開 午後 2時15分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（富岡 俊樹君）

先ほどのご質問で、入札日のほうが8月1日、工事契約が8月8日で、工事の完了工期が12月15日となっております。

○14番（美島 盛秀議員）

8月1日で12月15日。これは8月1日に、県道ですから、夏休みも含めて便宜を図って入札もあ

ったかと思います。しかし、もちろん東から来る皆さん、あるいは西から亀津浜に行く人たち、何人か大迷惑だよと、もうしょっちゅうあそこで止められると、仕事に遅れたこともあったという話も聞きました。

それで私はこの工期を聞いたんですけれども、8月1日から12月15日といいますと8、9、10、11、4か月半、普通、入札期間というのはこれぐらい設けるものですかね、委員長。

○水道課長（富岡 俊樹君）

今年度の工事に関しまして、検福地区4工区ほど工事を発注いたしまして、全工区130日間の工期を設けて、入札契約させていただいたところでございます。

基本的に規模とか大きさというか、そういう工事の金額、規模によって、また工期は変わるものだと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

その工事の請負金額によって標準工期、今、水道課長からもございましたが、標準工期というものがございまして、その工期に基づいて工事が施工されるものと認識しております。

○14番（美島 盛秀議員）

そうしますと、これ工期は決まっておって、遅れて、あるいは何か完成のめどが立たないということで、工期延長などはした経緯があるんですか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

ご指摘いただいている工区のほうに関しては、検福地区に関しては4工区ほど工期の延長はしておりませんが、町民の方からちょっとやはり交通面で危ないところがありますよということが、何件か電話の問合せは確かにあったことはあった、その都度、一応業者さんのほうにこちらのほうから気をつけてくださいというようなご指摘、注意を何回かさせていただいたところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

それではお尋ねしますけれども、先ほど委員長が、県のランクを基準にして町の入札もしているという説明だったと思いますけれども、この県の資格格付の表を見ますと、恐らくこの格付の中に入っていないんじゃないかなと思います。

県の格付を受けていると県の工事をしたら、きちんと県から指導者、監督技術者が来て指導をするわけですよ。伊仙町にはそういう技術的な職員がいない、あるいはその業者にきちんとした資格が持っている業者がいない、の中に資格者がいない、そこらあたりはきちんと指名委員長として分かっているんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

指名選考につきましては先ほど来申しましたとおり、入札参加資格申請書をまず提出していただき、名簿に登録された業者の中から建設業許可の業種、技術者の有無、手持工事、時期性あるいは

過去の実績において誠実に履行しているか、また、その施工能力、県のランク表等も参考にしながら指名を行っているところでございます。

その工種によっては、先ほど申しました本庁舎2期工事等々につきましては、県の格付表を参考に行っているところでございます。その他の工事につきましても、先ほど申しました内容を考慮しながら指名を行っているというところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

説明は、当たり前前の説明をしているだろうと、それが当たり前だろうと思っています。ところがこの資料を見てみますと、最近この2、3年で指名通知を出した業者さんが、この県の資格ランクづけにも入っているんですよ。

ところが、何十年も町の仕事をして、億単位で20年間で取っている業者さんもたくさんいると思います。そういう人たちがきちんとした県の指名も入っていない、ランクづけもされていない、こういうのを参考にして町の入札制度を入札させる、こういうことがあるから私はきちんとした当たり前前の入札をなささいよと、口で言うだけでなくきちんとそういう指導をしているんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど来申していますとおりに、県の格付等も参考にしながら指名を行っているところでございます。工種によっては県の格付表に入っていない、金額等によっては入っていない業者さんも指名に入り得るかとは思いますが、町独自としての格付というところを行っておりませんので、本町としては県の格付表等も参考にしながら、あとは先ほど申しました内容のことも考慮をしながら指名を行っているという現状でございます。

議員ご指摘の指導等についても、随時行っているというところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

分かりました。今後も指導して、きちんと県のきちんとした審査等を受けた当たり前前の業者を、当たり前に入札指名をしていただきたいと考えております。そこらあたりは町長も今後、しっかり勉強をして精査をして、今後の副町長と打合せなどして前に進められる行政を、町長の手腕を発揮していただきたいとお願いをいたします。そのあたりの決意のほど、町長お願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

質問にお答えいたします。

先ほど議員からも指摘いただいたように、きちんと業者の選定の仕方とか、また県のランクづけとかそういうところの知識をきちんと身につけた上で、町民にとってどういう方法が幸せな生活環境に行き着けるかというところを見極めながら、判断していきたいと思います。

○14番（美島 盛秀議員）

ありがとうございます。ぜひ、全職員、オール伊仙町という言葉がよく出てきますけれども、オール伊仙町で前に進める行政をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、以前に5業者が、これは去年のことですから忘れた方もいらっしゃるかと、町長のほうは存じていないかと思えますけども、指名入札に参加させるように5業者から異議申立てがされた住民監査請求書があります。

これは当時、住民監査請求ですから受付もしないと、町長にも渡されていないという経緯があったと思うんですけども、当時の町長、そして当時の副町長、この伊仙町5業者が監査請求したことについては理解しておりますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

その当時、質問等があった際にお答えしているかとは思いますが、その監査請求につきましては監査委員のほうに提出されるものであり、町として把握しているところではないというふうに答弁をしたところでございます。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは、当時の町長の後継者として伊田町長が誕生したわけですね。その町長の引継ぎのときに、こういうようなことを分かっていたのかどうか。町長どうでしょうか。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

記憶にありません。

○14番（美島 盛秀議員）

それでは、これは5業者が提出した監査請求なんです。また、改めて出す可能性があります。新たに町長が変わっていますから。そして、これはこの内容からしてみますと、ちょっと待ってくださいよ。何と行ったかな。

町長、この指名を拒否して指名に入らない、その以前までは県のランクづけに従って仕事を取っていたと。それをあるいは町で入札が入れないと、入れてもらえないということは、契約担当者、これは現在は伊田町長になると思います、契約は町長がしますので。その裁量権の逸脱というふうに言われております。

ですから、今後の伊田町長の手腕によって町長としての裁量権の逸脱、こういうことが考えられますので、私は何回も入札あるいは副町長人事ということも申し上げましたけれども、そこらあたりを十分配慮していただきたい、精査しておいていただきたいと思います。このことに対しては、指名入札につきましては、また改めて町長にお話しする機会もあるかと思えます。

この件については終わります。

次に、4番目の一般社団法人長寿子宝社におけるほーらい祭りへの寄附についてお尋ねをいたしますが、資料を請求して、資料請求をいたしましたところ、第37回伊仙町ほーらい祭in面縄港の会計報告書の資料、これは会計報告の資料につきましては完了しておりませんので、ていだ広告掲載の寄附一覧表を提出させていただきました。

このていだの寄附のほーらい祭の面縄港の終了お礼には載っているのを見ました。大体、これを計算してみますと450万円程度ありました。そういう本当にありがたい寄附を頂いて町民を楽しませてくれた方々には、心からお礼を、感謝を申し上げたいと思っております。

そして、ところが、このていだ広告に誰がお礼しているのかも書いてないんですね。寄附をお願いしたのは伊田町長ということは分かっています。寄附のお願いで、町長のお願いが出されておりましたから。これに誰が出したのか分かりませんが、誰がお礼を出したんですか、お尋ねします。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

ほーらい祭り実行委員会事務局を預かっておりますきゅらまち観光課より回答させていただきます。

ていだ広告に関しましては、ほーらい祭り実行委員会事務局から出しております。また、お礼に関しましては、各寄附を頂いた事業者等には郵送のほうでお礼文等も送っております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

このほーらい祭り実行委員長は、たしか町長だったと思いますけども、町長はこのことを掌握しておりましたか、見ておりますか、これを。

**○町長（伊田 正則君）**

寄附の申出があったところの名前については、把握しています。

**○14番（美島 盛秀議員）**

私がお尋ねしているのは、ここに町長としての氏名もないわけなんです。だから誰がお礼しているのか分からないから、今、きゅらまち観光課長のほうからやったという話なんですけども、ここあたりをきちんとお互いが詰めを合わせて、そしてやるのが執行部の連携だと、オール伊仙だと私は申し上げたいところなんですけども、そこらあたりがなかなか連携が取れていない。

これはもう私が十何年前からずっと言ってきました。そういう各課でやったのはみんなの責任もあるよと、だからみんなで協力し合ってやらなければいけないよということを、もう何回か言ってきました。そういうことがいろんなしがらみのもとになったり、災いのもとになっているんじゃないかと考えたりもいたします。

そこで、徳之島町を見たんですけども、ちゃんと写真入りで載っているんですよ、お礼の挨拶が。そこで、この中に一般社団法人長寿子宝社が10万円寄附をしておりますね、この一般社団法人あるいはNPO法人、私、調べさせていただきました。

NPO法人とかこういう一般社団法人は寄附をしてならないということは、その中に書いてないらしいです。しかし、寄附をする理由があると、もし、そういう寄附を、何かに関わるようなことに寄附をしたときには違法性があるよということを指導を受けております。

私がなぜこれを聞いたかといいますと、社団法人長寿子宝社、これは伊仙町の業務委託をしている、これは社団法人ですね、法人格の事業所だと思いますので、この長寿子宝社に、令和7年度の

予算でよろしいですけれども、どれぐらいの業務委託を総額でやっているのか、まず、お尋ねをいたします。

**○未来創生課長（野島 幸一郎君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

一般社団法人長寿子宝社に関しましては、立ち上げの当時から当時の企画課が関わっておりますので、私のほうから答弁させていただきますが、昨年度約5,000万円ほどの業務委託となっております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

おおよそだということですが、5,000万円程度と。これ、以前に資料を提出させて、誰か同僚の議員が質問をしたときに監査はできるのと言ったら、町の運営の直接じゃないから監査はできないという答弁があったという記憶をしているんですけれども、この5,000万、これからも、先ほどもありましたね、公益何ですか、大河議員の質問で、委託を、長寿子宝社に委託をするということがありましたけれども、これからこの委託業務というのはもっともって増えていくだろうと思います。

そこで私が聞くところによりますと、この長寿子宝社は町長の義理の兄弟ですよね。どうですか、お尋ねします。

**○町長（伊田 正則君）**

議員のおっしゃるとおりです。

**○14番（美島 盛秀議員）**

今、これが違法性があるかないかについては、今、国でも政治と金の問題で非常に議論がされているところです。それで5,000万というお金を、その義理の弟の身内に還元する、業務委託をするということは、私はこれが還流になると。業務委託をして寄附をさせる、自分をお願いをした夏祭りに寄附をさせる、これについては私は違法性はあるんじゃないかなと思っているんですけれども、町長の認識としてどうでしょうか。

**○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）**

一般社団法人長寿子宝社の寄附に関しましては、地域社会への貢献の一環として実行委員会のほうに寄附をいただいております。

**○14番（美島 盛秀議員）**

そこらあたりも理解をいたしております。これからのそういう委託業務をする会社とか、あるいはNPO、一般財団法人、そこらあたりに町の予算で業務委託をするということは、どんどん、またこれを1回認めたから次もやってもいいと、私はこれからどんどん町民の住民福祉につながるということを理由にやれば、どこまでが町民福祉なのか住民サービスなのか、区別がつかない。

そこらあたりでどう町長は今後判断するのか、あるいは今後、どう、この寄附が住民サービスにつながるのか。

私もこれは非常に町民に喜ばれた、そういう予算あるいは寄附じゃないかなと思うんですけども、その寄附する目的、それがきちんと正しい説明ができる、そういうようなことでないとお互いの町民の税金を無駄遣いにする。

10万円とか大きいですよ、普通、この寄附者を見てみると何千万という事業をしている業者さん、あるいは商店街、商工会とかは1万とか2万している人もいます。

5,000万の業務委託をしているところから10万の寄附をもらう、これは私はいかかなものかなと、常識では考えられないようなことじゃないかなと。

それをじかに町長名で寄附を要請している、お願いをしているわけですから、今後のこのことについては判断が出てくるものだろうと思いますので、町長、このことについて今後、そういうことを真剣に取り組んでいくのかどうかお願いいたします。

#### ○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

確かに一般社団法人の寄附行為に関しましては、ある程度違法性があるところも出てくるんですけども、長寿子宝社に関しましては、今回の寄附に関しましてはあくまでも自主財源の一部から寄附をしているというところで確認が取れております。

また、長寿子宝社の事業の中にも、地域共生等の発展ですとか健康に寄与するということで、そこも、ほーらい祭りの目的と合致するところがありますので、そういった観点からは寄附の妥当性はあるかなというふうに考えております。

ただ、しかしながら今後も、町から多大な業務委託をする可能性がありますので、内容の精査といたしますか、監査のところに関しましては長寿子宝社と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

このことに関しては会計報告等、至急に提出していただきたいと思っておりますので、いつ頃提出できるのかお尋ねします。

#### ○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

まだ請求書等を出していないところもありますので、支払い等済み次第、また実行委員会のほうを開いて決定したら出すことができます。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

これ10月5日ですよ、夏祭りが行われたのは、10、11、もう2か月、やがて3か月ですよ。冬休み、正月迎えたらもう年明けになりますよ。

こういういいかげんなことを行政がやるから、お互い一般の業者さん、あるいは私も大東きび生産組合という任意の団体を持っています。一々決算を報告しますよ、そうしないと、払ってなかったら請求が来ます。催促状が来ます。で、延滞金がつきます。そういうことがあるからしっかりし

なさいよと、いつも私は言ってきました。

これは早急に、恐らく1か月、2か月で使ったものをこうして報告するだけだからできるはずだと思います。ですから、そこらあたりをきちっとけじめをつけた当たり前の事業、当たり前の行政を進めていくようにぜひ取り組んで、早急に会計報告をお願いいたしたいと思います。

このことに対しては、こういう質問すると町民の皆さんが怒りだすかも分かりません。怒る人に私が重々説明をしてあげます。この質問を聞いたり見たりしている方もたくさんいらっしゃると思いますので、よろしくをお願いいたしたいと思っております。

この件に関しましては、これで終わります。

次に、5番目、6番目、7番目については結果を報告して、まず、私、2回目の質疑をしたいと思っておりますので、5、6、7、まとめてついでにお願いします。

#### ○経済課長（橋口 智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

⑤の伊仙町糖業振興会における使途不明金の件ですが、こちら9月議会でも質問を頂いております。8月19日以降、被告からの支払いはございません。現在、早急に債権の回収ができるよう、給与の差押え等も含めて、強制執行も含めて弁護士と協議を進めております。

次に、堆肥センターにおける使途不明金でございますが、こちら9月議会において答弁しておりますが、これまで説明してきたようにハードルは極めて高いものと実感しております。糖業振興会の件にも併せて、弁護士と都度連絡を取り合っておりますので、今後一度全ての書類を持参し、弁護士相談を行う予定としております。

7番目の漁業集落活性化事業の再興はできるのか問うてございますが、こちらは事業の見直しに向けて、再度、町内の漁民が集結して事業を実施できるような形を取らなければならないと考えております。

#### ○14番（美島 盛秀議員）

この3件に対しましては、私がずっと懸念をしてきた事項であります。次回からはこの質問等が、あるいは結果が見受けられるのかなということで、非常に残念な気持ちもいたしております。

そういうことで、この5番目と6番目につきましたら、その結果を議会に報告することが当たり前だと思いますので、必ず議会報告をしてその結果を、私もできれば見られると思いますので、ぜひ結果報告をしていただきたい。

そういう事業、事案について、よかったことは報告をよくするんだけど、こういうことについてはなかなか報告ができない、尻切れトンぼになってしまうというのが、今までの伊仙町の結末ではないかと私は認識をいたしております。

この7番目の漁業集落活性化再興というのは、当初、今から平成26年ですか、には830万予算がありました。この前の質問で聞いたところ、140万ですか、に今年度の予算がなっていると、700万円のこれ交付金、漁業集落の1会員に対する人数割の交付金ですから、当時は50何人いました。と

ころが今は9名、10名程度だったと思うんですけれども、激減していると。

なぜ、その交付税が少なくなったのか、それはこの職員の皆さんはじめ議員の皆さんも大概分かっております。そういうこと等があって、私はこれをずっと質問を続けてきたわけですけれども、よく言う私がいなくなっただけで、どうなるか。言葉で言うと悪いですけれども、「マタ スィラサリアナンカヤ」と、こういうことあって、伊仙町の行政を前に進んでいかないと、いけないという結果を招いておりますので、町長はこういうことを十分掌握をして、その結果はどうなったのか、町長が調べて聞いて、それをどう処理したかどうかを、結果を出していただきたいとお願いをいたします。

それでその7番目のこの漁業集落の件ですけれども、当時、農業漁村活性化ということで、当時の国会議員の先生が、奄美は周りは海だから、資源が多いから、この漁業振興に取り組みば農業以上にもうかる、事業が活性化できるよという話をされたことがあります。何人か聞いているだろうと思います。

ですから、県や国、上からのこういういろんな事業、先ほどの答弁で、午前中の答弁で、奄振予算のことも出ていましたけれども、そういう事業等うまく活用して事業展開をしていく、これが大事じゃないかなと考えますので、ぜひ、オール伊仙、みんな職員がそれぞれ連携をして、前に進める事業を取り入れてやっていただきたい。

この漁業集落については、予算獲得に向けて漁業集落員、会員をもっと増やさなければならないと。これがまず一つの手段だろうと思います。

今、若い人たちも海に行く、釣りに行く人たちが増えていきますし、また、都会辺りからもいろいろな方たちが釣りに訪れて来ております。ですから、そういう人たちにどう声かけをするのか、それはやっぱり、私たちもちろんですけれども、職員を含めて全町民が取り組んで、島の伊仙町の発展につなげていかなければならないのではないかなと。

先日10月の出張の沖縄への研修のときにも、昨日、総務文教の経済の報告がありましたけれども、確かにこの海の資源は生かせば、努力をすれば努力をするほどいい、この島の活性化、発展につながっていけるのではないかなという思いがして帰ってきたところでありましたので、どうかこの事業等も検討していただいて、島の住民が少しでも所得が上がるように。

これ、所得に関連して言いますと、県下最下位ですよ、伊仙町。そのことは各職員の皆さん、課長の皆さんも十分承知していると思います。大島郡で最下位ということは全国で最下位ですよ、所得は。そして宇検村、県でも上位です。小さな宇検村が頑張っている、これはマグロ養殖とかあるいは町の取組、あるいは会社があって法人税がきちんと払われているということで、町民所得等も上がっているということに結びつくと思いますので、そういうところを一つ一つ勉強しながら全部で取り組んでいけば、今後伊仙町の発展につながっていけるかなと思いますので、どうぞ、このことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで美島盛秀議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時52分

---

再開 午後 3時16分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清 平二議員の一般質問を許します。

○7番（清 平二議員）

町民の皆さん、こんにちは。議席番号7番の清 平二です。

令和7年12月の定例会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

1、役場新庁舎2期工事本体工事について。現在の庁舎建設計画について当初予算内での施工が可能となるような設計の見直し、規模縮小等行う考えはないのかを問う。

2、町民や議会に対し建設変更や予算に関する内容を、丁寧に説明し透明性のある情報公開を行う考えはないのかを問う。

3、保健センターについて。現在、保健センターは庁舎内にありますが、前あったほーらい館へ移す考えはないのかを問います。

以下の質問は自席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○町長（伊田 正則君）

清議員の質問にお答えいたします。

設計の見直しは元の計画と比較して内装の仕様等のグレードダウンにつながる可能性があることや、また数年後に追加工事等の必要性も考えることから、この物価高騰が続く中、早期の実現の建設が望ましいと考えます。

先ほどの美島議員の質問の中でも、一刻も早い早期実現に対して前向きな意見があったように受け取りました。また、6月議会への否決した理由についても、私が町長になったばかりで時期尚早だったかもしれないが、今はそうでもないというようなお話もいただきました。

庁の玄関である2期工事に対して町民が求めている玄関口の建設に対して、早期実現をお願いしたいと思っています。

○総務課長（寶永 英樹君）

清議員の質問にお答えいたします。

役場新庁舎2期建築本体工事につきましては、議会の皆様からいただいた御意見や事業費を積算するに当たって、工法の見直しや材料の見直しなど工夫の余地を探りながら確保予算内で工事費が

収まるように検討してまいりましたが、しかし、事業費を再積算し、設計業者とも協議した結果、構造的制約、スケジュール感、工事費の上昇など様々な点を鑑み、現設計のままで事業を進めることが妥当であると判断しております。

現在、新庁舎へのアクセスにおいて2期工事部分である庁舎の北側については、来庁者専用の北側駐車場や県道側からの歩行者沿路などが配置され、本来であれば来庁者の方々に県道側から新庁舎へとスムーズなアクセスができる環境が整備されている計画でございますが、現状こちらが未整備だということに對しまして、これまで議会の中でも度々ご指摘がございましたが、外観の問題等も含め町民の皆様をはじめ来庁者の方々にご不便とご心配をおかけしているというふうにご考えております。

今後とも丁寧な説明と情報共有に努め、町民の安心・安全を守る役場新庁舎2期本体工事の早期完成に向け事業を進めてまいりたいと考えております。

引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○7番（清 平二議員）**

私が資料請求した中で、予定設計の入札執行調書5件分をご見聞いただきましたけども、本体工事、外構工事、この工事の設計図は当初と変更があるのかどうかお尋ねします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

変更はございません。

**○7番（清 平二議員）**

1回目、令和6年5月27日の入札ですか、これは1回目から4回目まで本体工舎、全者辞退という前例のない入札だったと思います。

当初、これは1回目は3者でやっていますけども、やはり3者じゃなくて5者、6者あるいは7者入れて改善をするように申入れをいたした経緯があると思います。

その結果、1回目は3者で入札会社辞退ですか、2回目は5者、3回目4回目は6者ですか、これに間違いではないのかどうかお尋ねします。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

お答えいたします。

3回目の入札におきましては6者、4回目の入札におきましては5者でございます。

**○7番（清 平二議員）**

それは、ちょっと前に戻りますけども、令和7年11月10日付で伊仙町長伊田正則様に、伊仙町議会議員美島盛秀君、樺山 一君、上木千恵造君、岡林剛也君、清 平二、佐田 元君、牧本和英君の7名をもちまして、町長に要望書を提出してあります。

私たちは、町民に密接に関わる行政サービスの拠点となる庁舎整備の必要性について理解しております。しかしながら、現在の庁舎建設計画においては当初の設計内容のままでは当初設計予算内

での施工が困難であるとのことが示されております。

本町の財政状況における持続可能な行政運営を考慮すると、限られた予算の中で実現可能な計画とすることが不可欠であると考えられます。

庁舎建設に過大な財政負担を生じることが、将来的な住民サービスや他事業への影響は避けられません。

つきまして、下記のとおり強く要望いたします。

現在の庁舎建設計画について、当初予算内での施工が可能となるような設計の見直し、規模の縮小等、早急に行うこと。

町民や議会に対して設計変更や予算に関する内容を丁寧に説明し透明性のある情報公開を行うこと。

今後の公共事業においても予算内での計画遂行を原則とする姿勢を堅持すること。

以上、町民の声として真摯に受け止め、持続可能かつ透明性の高いまちづくりをお願い申し上げます、という要望書を町長に提出してありますけれども、これについて町長のお考えを示していただきたいと思っております。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

確かに要望書のほうはいただいております。

先ほど答弁させていただきましたとおり2期本体工事につきましては、議会の皆様からいただいたご意見等々を考慮しながら、工夫の余地を探りながら、確保予算内で工事費が収まるように検討は行いましたが、設計業者とも協議した結果、現設計のまま事業を進めることが妥当であると判断した次第でございます。

先ほど現設計のまま事業を進めることが妥当であるということで、構造的制約、スケジュール感、工事費の上昇など様々な点を鑑みというところで答弁いたしました。補正予算で現予算増額を行い事業進捗を進めるほうがよいと判断した理由としましては、1つ目スケジュールとしまして、現計画で事業を進めることにより、標準工期8か月プラス離島勘察2か月となり計10か月で完成予定が見込まれております。

設計変更を行う場合は、変更後の規模や工事費を設定し、実施設計、建築基準法等の計画申請、発注工事の流れとなるため、最短でも2年を要するというふうに想定されてございます。

この2年という期間は、想定される最低限の期間であり、各場面における意思決定等々の流れによつては、期間がさらに延びることが想定されます。

2つ目に、工事費の上昇でございます。2021年から2025年までに建設物価は19%から20%ほど上昇しております。これは年間5%程度上昇していることとなります。先ほど申しましたスケジュールにあるとおり、2年延びると10%工事費が上がると想定されます。

仮に現在の予算に合わせて縮小した場合、先ほどスケジュールのところでも申し上げました作業を

行い、最短で2年かかるとすれば、2年後には約10%資材が現在に比べて上がっているので、規模を縮小し機能も縮小された物件に対し、現在の予算額と同様の工事費を支払うという現象が起り得る可能性があります。

3番目に、行政的制約、これは先ほど申しました建築基準法による制約でございます。

現在の本庁舎建物の法律上の状態は仮使用の状態です。建築基準法において建築物は建てる場所、用途、規模等にもよりますが、建築確認を提出し、工事完了後完了検査を受けて合格し、検査済証を受けて本来は使用するべきとなっておりますが、本庁舎は新庁舎の一部を建設後に業務移転、旧庁舎解体後2期工事部分建設という工程であるため、全体からすれば工事途中で建築物を使用しなければならないという状況になっているため、まだ、工事中であります。行政認定の下で使用することを認めていただくという手法を取っております。この状態を意図的に長期間続けることはできないため早期の2期工事着工が必要となってきます。

以上が、現設計のままで工事を進捗したほうが良いという判断に至った経緯でございます。

#### ○7番（清 平二議員）

この中で、令和6年5月27日から令和7年2月13日まで4回入札行われていますけれども、これは前町長大久保町長時代です。

全て会社の辞退ということで不調に終わっているようですが、やはりこれは業者が言うには、物価高騰が続くその値段ではできないということで、最初、令和6年5月27日、これは予定価格ですけれども3億6,590万7,300円、2回目が4億1,369万5,700円となって、5回目が4億1,048万3,700円となっております。

それぞれ物価高騰で設計を見直してきたと思うんですけれども、これほど会社辞退になったという何か私たち議員に対しては理解できないところがあります。

恐らく設計を物価高騰を見直して、2回、3回設計変更をしてきたと思うんですけれども、それでも会社が辞退するという入札不調に終わるということ、こういうことを考えると、町民の皆様には私は到底理解できないと思うんですよ。

物価高騰で2回3回4回も入札不調、この入札不調ということは、私は物価高騰をして設計を見直していると思うんですけれども、それでも不調に終わるということ、これに対してはどういう考えできたのかお伺いします。

#### ○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

まず、入札の不調を受けて設計の変更を行った経緯はございません。単価等の再積算を行っておりますが、設計の変更は行ったことはございません。

また、入札不調に関しても、議員がおっしゃるとおり物価高騰、先ほども美島議員のときに質問にも申しましたが、新型コロナウイルスの流行やウクライナ戦争を発端とする物価高騰等のあおりを受けて、我々が積算した金額と業者さんが見積りする金額の間の乖離があったための不調であっ

たというふうに認識をしております。

○7番（清 平二議員）

伊田町長が誕生してから、5月30日に入札をして6月議会に契約の案件をしてきたと思います。

そのときに落札価格は99.95%で落札したということがありましたので、やはり、これを最低制限価格を設けたり、あるいは業者選定を、この中に前回入っていた業者選定の中にさらに増やしてやれば、私は97、8%あるいは6%で落札できたんじゃないかなと思います。

私としては、理解としては99.95%で落札するというのは非常に考えられない数字であります。

1回目から5回目まで3者ないし6者、また、途中で外構を、2回目ですか、含んで入札をしております。3回目はまた外構を外して入札、このように外構を入れたり外したりしている現状、これについてはどう考えているのか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

第3回目の入札においては、第2回目の入札時における辞退理由において、設計予定価格と実行価格との乖離は、まだ埋まらなかった状態でございますが、技術者不足との理由もあつたので、外構工事を別途発注する方式を取ったところであります。

○7番（清 平二議員）

技術者不足で外構工事を入札したということですが、その3回目の外構工事527万5,100円、この数字には間違いはないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

間違いございません。

○7番（清 平二議員）

先ほどから本体工事及び外構工事の設計図の変更等はないということで、私はお聞きしましたけれども、5回目の外構工事予定価格が4,251万2,800円という予定価格ですけれども、これには間違いはないですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

設計自体には変更はございませんが、その際に使用する材料であったり工法というところを見直した結果の予定価格でございます。

○7番（清 平二議員）

3回目は5,200万円、4回目は4,200万円、予定価格。

物価高騰という中で行っているんですけれども1,000万も違うわけですね。外構工事で、これには間違いはないですか。1,000万近く私の資料にとってはマイナスとなっております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

資料請求があり、その際に提出した資料ということで、その内容についても間違いはないと思います。

○7番（清 平二議員）

やはり3回目の入札で5,200万円、5回目で4,200万円、1,000万近くの減額になっているわけですよね。私はどうもこの1,000万近くも、物価高騰と言われている中で1,000万近くも減になっているというのは、ちょっと理解できないんですけれども、もうちょっと詳しい説明をお願いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。設計の変更は行ったわけではございませんが、使用する材料であるとか工法の見直しを行った結果でございます。

○7番（清 平二議員）

外構工事でこのような減額をして入札までやってあるわけですね。だからこういう考え方をすれば本体工事でもできたんじゃないかなと思います。

この5回目の入札から1回目の入札4,457万6,400円。これだけの差額があります。今回12月補正で6,000万円を補正してありますのは、本体工事この合計1億457万6,000円余りになります。

令和6年から今年的设计まで、1億5,000万円近くの高額的设计変更をしているんですけれども、本当にこれがまた6,000万円今年予算を入れて最終的にできなかったと、また、契約変更等する可能性がありますけれども、だから、こんなに1億500万のお金をかけるのであれば、もっとこの本体工事を设计変更して私は町民の方に聞いてもいいと思うんですよ。

そんなにまず高くしないで、今、町民の方々、農家の方あるいは畜産農家からさとうきび農家、園芸農家、飼料・肥料非常に高騰が続いています。このような1億余りのお金があれば、農家の皆さんに還元して、私は本体工事縮小していただきたいというのが、私の思いでありますけども。

その辺のところのお考えはあるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほどもなぜ現設計のまま2期工事を進めていくかというところの理由は説明をさせていただいたところであります。また、2期地盤改良工事として既に庁舎北側には杭も埋まっております。

その地盤改良工事につきましては3,886万1,000円という予算も既に投入されてございます。完了済み地盤改良工事の扱いの問題等もございます。

また、令和5年9月25日に庁舎移転を行い2年が経過し、現在の庁舎の利用状況を見ていると、県道側からのアクセス、外観等に対し、町民の皆様にも不便を感じさせている状況、小中高生達が、花壇、きゅらスペース、4階、4号テラス、ロビーにおいて楽しんでいる姿を見て、できる限り早期に2期工事を完成させ、県道側からも通り庭を歩いてアクセスし、その通り庭においても現在は夜間にイルミネーションの点灯を行っておりますが、四季を通じて何らかのイベント等で新しくで

きる通りには、多目的ホール、ラウンジ、メインエントラスホール等を含めた役場庁舎全体を利用し、この庁舎の設計コンセプトでもある、町をつなぐ、人が集まる庭のような庁舎、そして町民の方々が早く利用できるようにしたいと考えております。

そして、この新庁舎が新しい伊仙町の未来への幕開けに対するシンボルランドマークとなり町民の方々が地域の誇りと、愛着、シビックプライドを抱くきっかけになればいいと思っております。

早期完成に向けて皆様のご理解ご協力よろしく申し上げます。

○7番（清 平二議員）

私から言わせるときれいな言葉をいろいろ並べているような感じがしますが、町長、これに対してやっぱり町民の声を本当に聞いているのかどうか、町長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○町長（伊田 正則君）

質問にお答えいたします。

町民の声も含めた総務課長の答弁だと思っています。

現設計のままです建設したほうが良いという理由については、るる説明がありましたけど、それらの理由で物価高騰も続く中で、今やらないと、さらに町民に対する負担が大きくなってくると、また、庁舎が2期工事がいつまでも終わらないことに対する弊害等も含めて、先ほど詳しい総務課長の説明があったと認識しております。

○7番（清 平二議員）

これだけの多額の費用やって、この庁舎建築をしていくということですが、やはり、今、本当に町民が困っているのは、農家が困っている現状を本当に見ているのかどうかと私は思うんです。

若い世代、あるいは私が先ほどから話している畜産農家からさとうきび・園芸農家こういう方々の意見も聞いているのかどうか、役場庁舎だけに当初からの計画では1億400万円余り外構工事を含めるとやがて1億5,000万円ぐらいになるんじゃないかなと私は思っておりますけれども。

町民は本当にこれだけ、4億1,000万円あるいは4億5,000万円ぐらいかけて本体工事にかけるというのは、私にはちょっと理解しがたいので、やはり、本当に町民に分かるように詳しい説明、また、私たち議会のほうにもしていただきたいと思っております。

いろいろ種々議論をしてみましたけれども、一向に前に進みませんので、この価格を抑えてくれるようなことを願って、この庁舎新築に対しての質問は終わりたいと思っております。

1番、2番、建設変更、予算に関する内容を、町民や、また私たち議会に対しても、丁寧に透明性のある情報公開等を行って進めていただきたいと思っております。

2番目に、前町長大久保町長にも私はお尋ねしましたが、保健センターをほーらい館に移すことはできないでしょうか。伊田町長の判断を仰ぎたいと思っております。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

こちら令和6年度の議会のほうでも答弁をしておりますが、現時点で移動する予定はありません。ただ、今後の状況そして環境によってはそこら辺の検討をする余地はあるとは考えております。

○7番（清 平二議員）

なぜ、私がこれほどまでに保健センターを元に戻していただきたいと、これは議会の中で何回か質問をしております。

ほーらい館のほうで、風呂場等において緊急事態などは発生していたかどうかをお尋ねします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

緊急事態、どの程度なのかちょっと分からないんですけども、ほーらい館のほうで足を滑らせたというような事故報告は確実にこちらのほうに届いております。

○7番（清 平二議員）

足を滑らせたということで救急車要請をしたことがありますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

足を滑らせたということで救急搬送という事例はありません。

○7番（清 平二議員）

他で救急車で運ばれたという事例があるかどうかお尋ねします。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

気分を悪くされたという方が、ほーらい館で療養した後、お家に帰って搬送されたというふうな話を聞いたことはございます。

○7番（清 平二議員）

こういう話をすると、また、私がかうわさ話をしているということを狙うかも分かりません。

やはり周りの人たちは救急車で運ばれたことがあるということを私は聞いているんですよ。だからそういうことがあるので、ぜひ保健センターを向こうに移したら保健師・看護師こういう方、専門職の方がいますので、私は町民の方がそこで大きなけがあるいは脳梗塞等早く発見できる可能性があると思いますので、ぜひ私は保健センターを移してもらえないかなということですが、やはり、町長としての見解をお伺いします。伊田町長、町長としての見解、どうしたらいいのか。

○議長（前 徹志議員）

先に大山課長に答弁させます。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

脳梗塞の早期発見がほ一らい館に行くことで早まるというようなことはないと思っております。こちらにいても検診等ございますので、そういった対応はできます。

また、緊急事態等も想定してマニュアルも策定しております。そして、スタッフには救命訓練の講習も受けております。

○町長（伊田 正則君）

質問にお答えします。

何度か質問があつて私もお聞きしておりますが、ほ一らい館に移すに当たって確信が取れる、これでないとはほ一らい館でない駄目だという根拠となるものがなかなか見出せない。

今の庁舎の中で保健センターがあつて、その中で運営していく中で不備等、またはこれからの課題等がある状況が見えたときには検討する余地もあると思うんですが、今のところ庁舎内で保健センターがあることに対して、町民からの不平不満とか、または、いろいろな要望等も上がっていないだろうと思っておりますので、先ほど課長が答弁したような考えでいます。

○7番（清 平二議員）

私は、大久保町長にも何回か質問をしましたがけれども、やはり保健センターというところは町民のプライバシーを守るところなんですよね。役場に来て相談をすとか、やはり自分の心に病がある人が役場に来て私は相談をする場所がないと思うんですよ。

こういうことを本当に町民が困っている、そういうプライバシーを守る、そういう場所は私はほ一らい館が適切じゃないかなと思うんですけれども、非常に何と言いますか心の弱いとか人に言えないことを相談する場所、こういうものも私は確保する必要があると思うんですけれども。

その辺のところ私は伊田町長のリーダーシップに期待してはいますけれども、そういう方々のことを考えたことがあるのかどうか、町長お伺いします。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

プライバシーの配慮、こちらは職員のほうで徹底されているというふうに認識しております。相談室、プライバシーを守る部屋ということでございますが、こちら2期工事のほうで相談室を予定しております。そのためにも早期着工を望んでいるというふうに考えております。

○町長（伊田 正則君）

質問にお答えします。

今、課長のほうからも答弁がありました。2期工事の中でも今の議員からのご指摘のプライバシーを守る第三の居場所とかそういう場所を設ける予定だということで、そこで実施した後、地域の方、町民の方々からやっぱりプライバシーを守るのには不適切だというようなご意見があった場合は検討する余地があると思っておりますが、今のところ十分なプライバシーを守りながらこの庁舎内で進めていくという方向には今のところ問題はないのかなと思っております。

○7番（清 平二議員）

本当に人間には弱い心があるんですよね。これをどうやってみんなが守っていくのか、現在の庁舎の中に2期工事で造ったらそこに相談室があるということですけども、本当に人の心の弱い人方々が来やすい場所としては私はずっと言っているように、あまり人目につかないところが前の私は保健センターじゃないかなと思います。

他の市町村を見ても保健センターは、庁舎と別にほとんどつくっているんですよ。だから、その辺のところを、一番元気な人はいいです。しかし、本当に悩んで悩んで心の病をしている人たち、これをどうして助けてあげるのかと私はこういう観点に立って、本当に伊田町長がリーダーシップをとって伊仙町の町民のそういう方々、本当に物の言えないような方々をどうやって大事にするかということを理念にして、私はほーらい館のほうに移すのがベストだと思っていますので、そういう方々の声も聞いていただきたいと思います。

そして、町民が本当に伊仙町に住んでよかったと言えるような庁舎造ったり、あるいは、そういう弱い人をどうやって助けるかと、こういうことも考えて、行政を取り仕切ってしっかりとした考えでしていただきたいと思います。

そういうことを私は伊田町長に期待して、私の一般質問を終わります。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

議員がおっしゃることは本当に大事なことだというふうに認識しています。ほーらい館に移すことまたは新庁舎に残すこと、この施設だけの問題ではなくて、心に病を感じている方たちの悩みを聞く環境とか、または、そこに寄り添う人の考え方とか、またはそこに接するときの言葉の在り方とか、いろんな知識等も一緒に検証しながらいかにして弱い立場の人を救っていくかということは、建物の問題だけではなくてソフト面でも私たちが行政が中心になって取り組んでいかなくちゃいけない一つの要素だというふうに感じています。

○議長（前 徹志議員）

これで清 平二議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、12月11日です。明日は午前10時より最終本会議を行いますので、議員の皆様は時間までに議場へご参集ください。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時02分

# 令和7年第4回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和7年12月11日



令和7年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和7年12月11日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第49号 令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第50号 令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第51号 令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第52号 令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第53号 令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第54号 令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 請願第3号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 発議第4号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件



△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第49号 令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

△ 日程第2 議案第50号 令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第3 議案第51号 令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第4 議案第52号 令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第5 議案第53号 令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第6 議案第54号 令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第49号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）、日程第2 議案第50号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第3 議案第51号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第4 議案第52号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第5 議案第53号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第6 議案第54号、令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、6件一括して議題とします。

提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

おはようございます。ただいまより、議案第49号から議案54号につきまして提案理由の説明をいたします。議案第49号は令和7年度伊仙町一般会計、議案第50号は令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第51号は令和7年度伊仙町介護保険特別会計、議案第52号は令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第53号は、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。議案第54号は、令和7年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第49号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第49号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額78億204万1,000円に、歳入歳出それぞれ1億5,509万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億5,713万2,000円とするものであります。

予算書7ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。また、歳入の詳細については、9ページから13ページをご参照ください。

12款分担金及び負担金、補正前の額3,690万6,000円に、2項1目2節児童福祉費負担金30万3,000円の増額、同項2目1節保険衛生費負担金82万1,000円を増額し、補正後の額を3,803万円とするものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,638万8,000円に公営住宅使用料、現年度分及び滞納繰越分合計918万円を増額し、補正後の額を9,556万8,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額12億695万2,000円に2,255万2,000円を増額し、補正後の額を12億2,950万4,000円とするものであります。主な要因として、1項1目1節社会福祉費負担金において障害者自立支援給付費等負担金4,500万円の増額、2節児童福祉費負担金において児童手当負担金1,332万7,000円の増額、2項6目1節小中学校費補助金において学校施設環境改善交付金3,669万9,000円の減額等によるものであります。

15款県支出金、補正前の額5億6,060万円に2,396万3,000円を増額し、補正後の額を5億8,456万3,000円とするものであります。主な要因として、1項1目1節社会福祉費負担金において障害者自立支援給付費等負担金2,250万円の増額、2項2目3節児童福祉費補助金において保育所等給食支援事業費補助金160万8,000円の増額、3目1節保健衛生費補助金において離島地域子ども通院費等支援事業補助金80万円の増額、4目1節農業委員会補助金179万9,000円の減額、2節農業費補助金300万円の減額、3項4目1節農業費委託金において奄美群島移動規制害虫特別防除事業202万円の増額等によるものであります。

16款財産収入、補正前の額1,128万1,000円に1項2目1節利子及び配当金81万1,000円の増額、2項1目1節土地売払い収入50万6,000円を増額し、補正後の額を1,259万8,000円とするものであります。

17款寄附金、補正前の額1億5,782万7,000円に1項1目1節一般寄附金104万9,000円を増額し、補正後の額を1億5,887万6,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額1億1,843万3,000円に2項1目1節財政調整基金繰入金600万円の増額、9節公共施設総合管理基金繰入金230万3,000円の増額等、合計835万3,000円を増額し、補正後の額を1億2,678万6,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額6億8,321万4,000円に3項4目1節社会教育費雑入60万円の減額、6目2節社会福祉費雑入117万9,000円の増額、3節老人福祉費雑入81万円の増額等、合計155万3,000円を増額し、補正後の額を6億8,476万7,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額7億4,130万円から8,600万円を増額し、補正後の額を8億2,730万円とす

るものであります。主な要因として、1項5目1節総務債において市町村役場機能緊急保全事業債5,400万円の増額、6目1節消防債において防災無線設備更新事業債380万円の増額、7目1節教育債において喜念小学校建設事業債1,200万円の増額、鹿浦小学校建設事業債1,280万円の増額、13目1節土木債において町道災害対策整備事業370万円の増額等によるものであります。

歳入合計、補正前の額78億204万1,000円に1億5,509万1,000円を増額し、補正後の額を79億5,713万2,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は8ページでございます。また、歳出の詳細については14ページから36ページをご参照ください。

1款議会費、補正前の額8,360万4,000円に8節旅費52万円の増額、10節需用費13万円の増額等、合計43万円を増額し、補正後の額を8,403万4,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額11億8,797万6,000円に2,111万9,000円を増額し、補正後の額を12億909万5,000円とするものであります。主な要因として、14ページ、1項1目総務管理費8節旅費において普通旅費120万円、特別職旅費140万円の増額、10節需用費において条例追録費152万円の増額、15ページ、2目財産管理費24節積立金において公共施設総合管理基金積立金4,115万9,000円の減額、16ページ、15目庁舎建設事業費において14節工事請負費6,000万円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億9,331万3,000円に1億2,334万7,000円を増額し、補正後の額を18億1,666万円とするものであります。主な要因として、19ページ、1項3目老人福祉費27節繰出金704万4,000円の増額、4目後期高齢者医療費において27節繰出金130万1,000円の増額、6目障がい者福祉費において19節扶助費9,047万3,000円の増額、20ページ、2項1目児童福祉総務費において19節扶助費1,285万3,000円の増額、2目保育事業費において18節負担金補助及び交付金432万3,000円の増額、5目子ども医療費において19節扶助費822万5,000円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額8億4,487万4,000円から161万3,000円を増額し、補正後の額を8億4,648万7,000円とするものであります。主な要因として、22ページ、1項6目母子衛生費において19節扶助費160万円の増額等によるものであります。

6款農林水産業費、補正前の額8億3,136万7,000円に1,541万3,000円を増額し、補正後の額を8億4,678万円とするものであります。主な要因として、24ページ、1項4目農業総務費10節需用費において修繕料等890万円の増額、12目農業担い手育成確保事業18節負担金補助及び交付金において青年就農給付金300万円の減額、25ページ、15目鳥獣被害対策事業費7節報償費において有害鳥獣捕獲出動報償費154万円の増額、24目直売所百菜運営事業において12節委託料275万1,000円の増額等、合計358万1,000円の増額、2項農地費1目農地総務費10節需用費において185万6,000円の増額等によるものであります。

7款商工費、補正前の額6,232万1,000円に、27ページ、1項6目世界自然遺産保全事業8節旅費において22万9,000円の増額等、合計13万1,000円を増額し、補正後の額を6,245万2,000円とするものであります。

8 款土木費、補正前の額 8 億1,088万8,000円に2,449万9,000円を減額し、補正後の額を 7 億 8,638万9,000円とするものであります。主な要因として、27ページ、2 項 2 目道路維持費10節需用費において燃料費等122万8,000円、14節工事請負費において520万円の増額、28ページ、3 項 2 目 港湾整備事業費において12節調査委託料3,400万円の減額、4 項 1 目住宅管理費において10節需用費135万円の増額、12節委託料170万8,000円の増額等によるものであります。

9 款消防費、補正前の額 2 億174万2,000円から 1 項 1 目常備消防費において18節負担金補助及び交付金224万4,000円の増額、29ページ、3 目防災まちづくり事業費において12節委託料385万9,000 円の増額等、合計648万4,000円を増額し、補正後の額を 2 億822万6,000円とするものであります。

10 款教育費、補正前の額12億9,085万6,000円から1,091万6,000円を増額し、補正後の額を13億 177万2,000円とするものであります。主な要因として、30ページ、1 項 5 目学力向上プログラム13 節使用料及び賃借料448万3,000円の減額、31ページ、2 項 9 目学校管理費において10節需用費524 万7,000円の増額、11目学校建築費において10節需用費100万円の増額、12節委託料143万2,000円の 減額、13節使用料及び賃借料1,271万7,000円の減額、14節工事請負費1,600万円の増額、32ページ、 3 項 4 目学校管理費において10節需用費187万2,000円の増額、33ページ、6 項 1 目社会教育総務費 において10節需用費230万4,000円の増額、34ページ、4 目社会体育費において10節需用費181万 5,000円の増額、18節負担金補助及び交付金105万円の増額、8 目歴史民俗資料館費において 7 節報 償費103万円の減額、8 節旅費108万円の増額等によるものであります。

12 款公債費、補正前の額 7 億9,059万6,000円から 1 項 1 目元金11万7,000円の減額、2 目利子25 万4,000円の増額等により、合計13万7,000円を増額し、補正後の額を 7 億9,073万3,000円とするも のであります。

歳出合計、補正前の額78億204万1,000円に 1 億5,509万1,000円を増額し、補正後の額を79億 5,713万2,000円とするものであります。

次に、予算書 4 ページをお開きください。

鹿浦小学校建築の継続費に変更が生じたので、第 2 表継続補正について説明いたします。

10 款教育費 2 項小学校費、事業名、鹿浦小学校建築費、補正前総額 7 億7,925万9,000円、年割額、 令和 7 年度 5 億3,570万5,000円、令和 8 年度 2 億4,355万4,000円を補正後総額 9 億6,776万1,000円、 年割額、令和 7 年度 5 億2,255万6,000円、令和 8 年度 4 億4,520万5,000円とするものであります。

予算書 5 ページをお開きください。

第 3 表債務負担行為補正についてご説明いたします。

事項、環境調査委託料（面縄港）。

期間、令和 7 年度から令和 8 年度まで。

限度額3,400万円を整備工程の見直しに伴い廃止とするものであります。

予算書 6 ページをお開きください。

第 4 表地方債の補正についてご説明いたします。

- 5、公共施設等適正管理推進事業債、限度額5,400万円に定めるものであります。
- 6、緊急防災減災事業債、限度額3,600万円を3,980万円に改めるものであります。
- 7、学校教育施設等整備事業債、限度額3億820万円を3億3,290万円に改めるものであります。
- 13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額2,090万円を2,440万円に改めるものであります。
- 起債の補正前限度額、合計7億4,130万円を補正後限度額8億2,730万円とするものであります。
- いずれの事業債においても、起債の方法、利率償還の方法に変更はございません。

以上、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明を終わります。ご審議賜り、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第49号について質疑を行います。

○6番（佐田 元議員）

令和7年第4回伊仙町議会定例会補正予算について質疑をいたします。

まず収入の部、款16項1目12利子及び配当金、節のほうで、普通貯金利子が72万3,000円を計上されておりますが、これについて説明をお願いいたしたいと思っております。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

普通預金利子については、上半期分の利息によるものでございます。

○6番（佐田 元議員）

上半期の利息分ということですが、これは何月から何月までの分ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

上半期分ということで、4月から9月の上半期ということでございます。

○6番（佐田 元議員）

この72万3,000円、これは利率はどれくらいになっていますかね。元金は幾らで利率はどれくらいですか。72万3,000円という、あまりにも大きな利子がついているものでその裏づけをお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

今、資料を持ち合わせてございませんので。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

---

再開 午前10時42分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほどのご質問でございますが、今、各金融機関等に利率についても照会をかけているところでございます。後もって、またお答えさせていただきます。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。また後ほど資料等をお願いいたしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。同ページ、10ページの財産売払い収入50万6,000円計上されておりますが、これは、場所はどこですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

町有地の売払いに係る収入でございます。場所につきましては崎原と面縄の2地区になります。

○6番（佐田 元議員）

崎原、面縄ということですので分かりました。

続いて16ページ、款1項1節15庁舎建設事業費、これに工事請負費6,000万円計上されておりますが、これについて詳細なご答弁をお願いいたしたいと思います。説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

15目庁舎建設事業費14節工事請負費につきましては、庁舎2期工事建設に係る工事請負費であります。

内訳としましては、工事費5,100万、LAN工事等が300万円、その他材料あるいは連れ越し費用に係る経費が含まれております。

○6番（佐田 元議員）

この6,000万の今説明がありましたが、この6,000万、計上されたこの6,000万の数字はどういうような算出で6,000万という数字を算出されたんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

再積算を行い費用を算出したところでございます。昨日の一般質問等においても現設計で進めるということでその理由等も述べさせていただきましたが、再積算を行い、費用を算出し、6,000万円という費用を算出したところでございます。

○6番（佐田 元議員）

昨日の清議員のほうからの質問がありましたが、19～20%の物価高騰で、そういうようなあれで19～20を掛けて今までの入札をやってきたという説明がありましたが、私が思うのは、1回、2回、3回、4回ですか、この2期工事の本体工事が不調に終わっているということですが、この不調に

終わった原因等もろもろあると思います。先ほども言いましたが、物価高騰で業者間との折り合いができなかったというようなことですが、私がなぜこのようなことを申しますかといいますと、この19～20%の高騰分を計算してずっとやってきておりますが、同じ人を入れて、まず工事が入札ができるはずがないという思いがします。

令和6年5月から始まって令和7年の5月まで約1年間。先ほどもこの利子の質問をしましたが、このように大きな財政があるわけですので、やっぱり1年間何もしない、何もしないというか、やっておりますが、何かいい方法が取れたんじゃないかなという思いがします。先ほどから話しているように物価高騰が19～20%積算して計算されて挙げられております。これをもう少し早々と臨時議会になり開いて補正を組んでやっておけば、このように次から次へ補正を組む必要がなかったんじゃないかなという思いがします。

昨日、美島議員のほうからも話がありましたが、やっぱりやるべきこと優先に、これを先にやらなければいけない、そういうことをやっぱり、後手後手に回ったということが一番の原因じゃないかなという、遅れた原因はこれじゃないかなという思いがします。

そこで、この庁舎建築する当初に委員会等が設置されたと思いますが、推進委員会の委員会を設置されたと思いますが、この入札不調やら、その後もその委員会との話合いとか、そういうのは持たれておりますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

新庁舎建設推進委員会の件だと思いますが、新庁舎の建設に当たり、各課の職員、若手等を任命しまして、その中で会員の課の人数の算出であるとかということも含めて、あるいは課の配置等も含めていろんなご意見をその推進委員会のほうで頂いた経緯がございます。その後、実際に建設に入りまして、この1期工事が終了、その後、議員からもございましたが、不調あるいは否決を受け、現在2期工事は進捗していない状況ではありますが、その推進委員会のメンバーとの意見というところで言いますと、建設前には推進委員会のご意見を賜ることはございましたが、建設後に関しては推進委員会等を参集してご意見を伺ったということはありません。

それと不調否決を受け、現在この補正予算を計上させていただいているんですけども、そこに関しても積算にはかなりの時間を要します。また、同時進行で各集落の防災施設の改修工事等も進めている状況でございます。そういったところもご理解を頂いて、何もやっていないというところではなく積算に時間を要している、また同時進行で重要な事案も進めているということでご理解を頂ければと思います。

○6番（佐田 元議員）

まず、その推進委員会という組織は解体はされていないわけですよね、まだありますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

先ほども申しましたように、建設に係る推進委員会の参集ということで、その当時、課を横断し

た形での職員の委嘱という形はございましたが、そのまま、特に任期等は定めてなかったとは思いますが、この建設、実際に1期工事が終了したというところで、その推進委員会のメンバーを参集するということは現在のところしていないというところです。

**○6番（佐田 元議員）**

課長のほうから昨日もお話がありましたが、まだまだこの校舎は完成はしていないというようなお話がありましたが、やっぱり、当初、その推進委員会を立ち上げたわけですので、その方々のご意見と、またアドバイスなどを頂きながらやっぱり進めていかなければいけなかったのではないかなという思いがします。まあ、それは執行部のほうで、その積算とかそういう難しい面は推進委員会のほうには理解できないところも多々あるかとは思いますが、やっぱり、せっかくそういう会を設置しておりますので、そういう方々のご意見等を承ってやっておれば、このように何回も不調で終わったという、こういうことが起きなかったのではないかなという思いがします。

はっきり言って物価高騰は私たちも身にしみております。今私が思うのは、やはりもう少し早々とこの庁舎を完成させるんだという、そういう努力が少し、私にとっては、足りなかったのではないかなという思いがします。

そういうことで、6月議会だったですかね、でも話しましたが、せっかくこの町のシンボルとしてすばらしい庁舎が町の中央に建っております。しかし、山手側から下って見えた場合の景観、これが本当に目に余るものがありますので、どうかこの庁舎が一日でも早く町民のために利用されるようにお願いいたして私の質問を終わります。

**○総務課長（寶永 英樹君）**

ありがとうございます。

新庁舎建設の推進チームにつきましては、建設以前にどのような設備が欲しいであるとか、どのようなものを配置してほしいというような庁舎内における要望等を取りまとめた上でプロポーザル審査会のほうに図っているというところがございます。

役場で働く職員の要望等もきちんとその時点ではちゃんと取りまとめた上で、建設にかかっているところでご理解を頂きたいと思えます。

また、議員のほうから早期完成ということでありがたいご意見も賜りましたので、早期完成に向けて我々も一生懸命取り組んでいきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（前 徹志議員）**

他に質疑ありませんか。

**○5番（牧本 和英議員）**

令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

27ページお願いします。款8項2目2の節の10の道路補修等の60万とその下の節14、520万円の詳細な説明をお願いいたします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

道路補修等の増額につきましては、町民からの要望に伴う補修費用の増額補正になります。

あと、道路維持費、工事請負費の増額につきましては緊急自然災害防止対策債を活用した事業において、資材の高騰による増額や県の畑かん事業において既設舗装の状態が著しく悪いため、侵食対策が必要になるための増額補正になります。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。補修等、いけばアスファルトのその資材を購入という。

○建設課長（高橋 雄三君）

購入資材ではないんですが、道路補修とかそういう作業の費用の増額になります。

○5番（牧本 和英議員）

それでは31ページお願いします。

款10項2目の11学校建築費の節の10、全協で少し説明がありましたが、再度説明をお願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

需用費のほうですが、仮設校舎改修費ということで、こちらにつきましては小学校のほうで新1年生が入居予定ということで、このシャワーブースの設置がこのお子さんについては必要だということで情報がありましたので、次年度を迎えるに当たりまして補正を組んで対応できるような形で予算組みを行っております。

○5番（牧本 和英議員）

これは仮設校舎ということで農高にこれを設置するという考え方でよろしいんですかね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

はい、ご質問のとおりでございます。

○5番（牧本 和英議員）

そしたら、この新しく今から建築する鹿浦小学校にはこういう施設は造る予定などは考えられるのかお聞きします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

建設予定の校舎につきましてもこのシャワーについては設置をする予定でございます。

○5番（牧本 和英議員）

分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

そしてこの予算書にはないんですが、前回の私の一般質問の中で教職員の住宅の件を出したんですが、今この補正でやらないと改修工事なんかできないのではないかと思います。やる気はあるのかなのか、よろしく願いいたします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今回の補正では出しておりませんが、令和8年度の当初予算のほうではこの計上を行う予定であります。今空いている教職員住宅がございますので、先々管理職の先生方の異動も見据えながら空いているところをまず整備をしていくということで検討を行っております。

○5番（牧本 和英議員）

ぜひ、早急な対応をよろしくお願いいたします。

そして町長にまた一つ、昨日の行政報告の中で11月5日安全・安心な道づくりを求める全国大会のことを触れてたんですが、再度そのことについてもう少し説明をお願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

お答えします。

安全・安心な道づくりの全国大会の参加については、全国の自治体から代表の方たちが集まっています。そして安全・安心な道を推進していこうということで、会場にいらした国会議員等に対して、それぞれの町が抱えている問題等もそこで提案させていただきました。

全体ではどこの町か忘れましたが、災害等の復旧に対して安全・安心な道路の整備によって復旧が大きく進んだというところの事例発表等もそこであって、復旧等を進めるためには、きちんとした安全・安心な道路がないとなかなか、災害が起きたときの対応等には後手後手になってしまうということで、早急な対応をするためにはきちんと日頃から安全・安心な道づくりが必要かなというような話合いが行われたような記憶があります。

○5番（牧本 和英議員）

東京へ出張して、大変いい勉強をしてこられたのではないかと思います。

こうして見たら伊仙町の道、町道、かなり何と申しますかね、爆裂というか、穴が開いた道、また崩れかかった道が結構見受けられます。一般質問等でもしておりますが、一番目につくのは馬根入り口から入っての工事予定ということですが、工事予定は工事予定で構わないが、今の道を考えてみたらあれが安心・安全で通れる道なのか、また、上面縄地区があったり、町長の地元、崎原地区であったり、多々あると思います。

やっぱ早急なそういう対応等をしていただくのが、今回東京へ行って勉強してきたことが生かせると思います。どうか早急な対応を、まず伊仙町町道をまず整備するように、そしてまた一刻も早く馬根からの伊仙へ向かう道が完成するように努力していただきたいと思います。以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○13番（樺山 一議員）

令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑をします。

34ページお願いします。34ページの負担金及び補助金、奄美群島日本復帰記念駅伝競走大会の補助金として30万円計上されてますが、この駅伝大会って終わったんじゃないですか、なぜ今補正で

すか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、11月30日に奄美群島日本復帰記念駅伝競走大会は終了しております。

当初こちらの予算を体育協会のほうに協力していただく予定でしたが、体育協会のほうから協力をお断りされたので足りない分の補填になります。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、この駅伝大会の当初予算では計上してなかったということですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

おっしゃるとおり、当初予算では計上しておりませんでした。各市町村持ち回りの大会で、主催は奄美体育協会になるんですけど、持ち回りの開催で各市町村の体育協会が運営している流れでありましたので、今回もそういった流れをお願いしたところですが協力を頂けなかったので、今回、社会体育のほうで予算を捻出していたんですが、その足りない分の補填でございます。

○13番（樺山 一議員）

その12市町村のそういう行事は、私は今日に決まったものではないと思っているんで、何年前からもう伊仙町だよということが予定されていたと思うのよ。それをなぜ当初予算に計上しなかったり、それを今終わって、金を使ってから金を戻す、本当に、議会に諮らないで、こんなの議会要らないよ、こういうことできるんだったら。そう思いませんか、どうですか。

○社会教育課長（中富 譲治君）

申し訳ございません。議員のおっしゃるとおり計画性がなかったことですので、今後こういうことがないように努めてまいりたいと思います。

○13番（樺山 一議員）

是非ですね、予算執行に関しては気をつけていただきたい。まあ、この件はいいでしょう。

それから、庁舎建設の6,000万円について。

先般、清議員からその外構工事の件で質疑が一般質疑であったんですが、5,000万円から4,000万円に金額が下がっていると、それは設計変更はしてないということで総務課長答弁していたんですが、設計変更しないでなぜ外構工事が4,000万円に下がるのか私にはちょっと意味が分からなかったんですが、そこを丁寧に説明しないと全然みんな理解してないよ。5,000万円のが4,200万円になったり、そういうところをやっぱり丁寧に説明、答弁していただきたい。

それと、この6,000万円について、これでもう、これだけ増額すれば全ての工事が完成すると考えてよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

昨日の外構工事の件でございますが、工法の見直し、材料の見直し等により再積算を行った結果

の減額というところでございます。大枠に関して設計変更等を行ったものではございません。工法の見直し、材料の見直し等によるものであります。

そういった説明が足りなかったそこについては、また、ちょっと今その資料を持っていないのでまた説明させていただきますが、その説明が不足しているという部分に関しては、私も今後また丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時11分

---

再開 午前11時13分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（寶永 英樹君）

外構工事の件についてお答えいたします。

当初、2期工事の駐車場部分であるとか沿路部分に関して石張りの整備を計画してございましたが、それを工法の見直し、あるいは材料の見直しということで、アスファルト舗装に見直したという経緯もございます。

今回の6,000万円補正、増額計上させていただいておりますが、2期工事において、先ほど説明させていただきましたが、工事、LAN工事等々全て含めて現在の補正予算計上をさせている額で2期工事を進めるということでご理解いただければと思います。

○13番（樺山 一議員）

前回の上程していただいて、そして否決になったときに、予算が足りないので、例えば備品とか抜いてやるとかそういう説明も受けた記憶がありますけど、そういう備品とか全て入ってこの6,000万ですか、それで全て整って完成する予定と考えてよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

はい、その予定で今回補正予算で計上させていただいております。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。それで外構から全て完成ということですね、分かりました。

それと、例えば、当初の完成する予定がありましたけど、この庁舎は2期工事が完成しないと国からのその特別交付金とかそういうのは下りてこないわけですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

その交付金等に関しては完成したものに対しての交付されるものだというふうに認識をしております。

○13番（樺山 一議員）

現段階で幾らぐらい交付されるものと考えておられますか。それは確実な数字というのはつかめな  
いと思いますけど幾らぐらいですかね。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今回の市町村役場機能緊急保全事業の対象としましては、事業費の75%が交付税対象経費、うち  
30%が交付税措置というふうになります。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。

そして、今、4ページに継続費の補正等も出ていますが、例えば、物価高騰で約2億円鹿浦小学  
校の建築費も増額しています。こういう、今物価が上がって、道路工事、建築工事と全て今までど  
おりではいけない、今までどおりの計画でもいけない、そういう関連で過疎計画とか辺地とかそう  
いう計画を見直していかなければいけないと私は思うんですが、それはどう考えていますか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

そのような過疎計画であったり、辺地計画であったりというところの見直しは随時行っていると  
ころでありますし、また、物価高騰等に伴う工事等の発注につきましてもこれまでどおりの発注、  
積算というところはまた難しいのかなという部分を感じているところでございます。いずれにしま  
してもその計画の見直し等につきましては随時行っていくというところでございます。

○13番（樺山 一議員）

全国で事業が、物価が高騰して遅れますので、そういうところを見直して、るる町民に説明をし  
て行政が滞らないような形で進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○1番（井上 和代議員）

令和7年度第4回伊仙町議会定例議会のほうの令和7年度伊仙町一般会計補正予算の質疑のほう  
をしていきたいと思えます。

昨日からずっと庁舎のほうの質問等がありますので、このままいったら完成するのかなと思いま  
して、私のほうは質問のほうを控えさせていただきます。

25ページのほう、6款農林水産費1項農業費15目鳥獣被害対策事業費ということで154万円の計  
上をなされておりますが、こちらのほうは今問題になっているイノシシであるとかということだと  
思うんですけれども、去年と比べてこちらのほう増えてるのか、これだけ補正が上がってるとい  
うことは、去年よりもイノシシの出ている感じが多いのかなというふうに思ったりするんですけれ  
ども、現状のほうはどういった形になっているのか教えていただけますでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

今回、補正予算において70頭分増額させていただいております。昨年度と比べまして、昨年度成獣・幼獣合計180頭の捕獲がございました。今12月までに持ち込まれている頭数で、現在193頭の捕獲を行っております。昨年度より60頭、70頭ほど上回る予想としております。

○1番（井上 和代議員）

ハーバスター等をされている方が、周りから見たらどうもないんですけども、畑の真ん中をすごく荒らされているというようなお話を聞くところが多いんですけども、私の主人のほうも一応わなの資格を持っていて毎年毎年更新をしております。でも、なかなかそれを使う機会はございません。ということで、何年か前に皆さんのほうに、そういった、捕りましようよという形で、かなりの人がそちらのほうの、免許というんですか、そういったものを取られた方がいらっしゃると思うんですけども、もう本当に持っている方をフルに活用して、例えば農繁期、さとうきびの収穫の前であるとか、ジャガイモの収穫で途中あたりであるとか、集中して皆さんでそのわなを仕掛けるであるとか、そういった何か、ちょっと対策が、今のところは、捕れたらオーケーで補助をするとか、こちらのほうのような補償が出てくるわけなんですけれども、そうではなくて、みんなで1回予防しましようよとか、そういった行動ができないものなのかなと。

で、先ほどもちょっとお話を頂きましたけれども、だんだん山から下に下りてきているというようなお話も聞くところなんです。今テレビでよく熊がどうのこうのと言いますけども、最近ではイノシシの話もやっぱり出てきます。町の中にイノシシが出てきて子どもたちが危ないよというようなことを聞くこともあるんですけども、そういったことを予防するにも、やはりなくさなきゃいけないとか、こちらのほうの頭数をもうちょっと上げていかなきゃいけない部分で、皆さんでそういったところ、そういう期間というんですか、習慣というか、そういった期間を設けて、皆さんでそういったものを捕る習慣というか期間を設けたりとかして、頭数を、今、これ、190ですか、もっともつといると思いますので、そういったところができないのかなというふうに思うところですけども、今そういったところで計画等があるのかないのかお話いただけますでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

現在も猟友会さんのほうで一斉捕獲という形で、みんなで山に入って銃で対処したりという活動は行っております。しかしながら、やはり大人数で入ってしまうと、敏感なイノシシでありますので、逃げてしまうといったこともあるのでなかなか捕獲には至ってないところです。

最近多く、活動エリアが拡大しているということで、役場周辺でも発見されているところですが、現在も義名山公園の周辺においてわなが設置できないか、子どもたちが遊ぶところですので容易に近づけないエリアについてはわなが設置できないかということで猟友会さんと今話をしているところです。

○1番（井上 和代議員）

いろんな方がこちらのほう努力させていただいているということですが、今言ったように義名山公園であるとか、子どもたちが行くところに、わなの危なさもありますけれども、イノシシの危なさというのものもあるわけですので、そういったところも考えていただいて、ちょっと今までは違う対策等を少し考えていただきたいなというふうをお願いをするところです。

続きまして、29ページのほう、ちょっとこの辺はどういうことなのかということでお話を頂きたいなというふうに思います。

1項消防費のほうで3目防災まちづくり事業費、地方債のほうで出ておりますけれども、委託料、こちらのほう、どういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

こちらのほう、全国瞬時警報システム、通称Jアラートと呼ばれるものですが、大規模災害時や武力行使等の緊急時において全国一斉に警報が発令されるシステムでございます。今般、国のほうよりこのシステムの整備についてというところで新型の受信機を設置する予定になっております。

気象庁及び国交省ではシンプルで分かりやすい防災気象情報等の再構築に向け、各自治体で整備するということで今回補正予算を計上させていただいているところでございます。

○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。先日、義名山公園のほうで消防のほうの催物があって、そちらのほうに行くととても感激をして帰ってきたんですけども、その中で、この伊仙町のほうが、まあ、津波であるとか地震であるとかというよりも、竜巻が伊仙町のほうでは大きなものが何回かあったと思うんですけども、そういったもののほうが伊仙町のほうでは起こり得る災害のほうなのかなということに思ったところです。その中で、どういうことを私たちこの伊仙町がなされているのかなというところで、避難をする場所であるとか、そういったものっていうのは多々だと思うんですけども、ほーらい館であるとか義名山公園であるとか各集落の公民館であるとか、そういったものは大分整備をなされているように思うところです。ただ、こういった警報であるとか、あと人の動きであるとか、そういったもの各課のほうでもなされていると思うんですけども、それは毎年、何というんですか、防災訓練というか、そういったものがなされているのかなというふうに思うところなんですけれども、そういったものはどういう状況にあるのかを教えてくださいませんか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

令和5年度に防災訓練を実施し、今ちょっと正確な数字は持ち合わせていないんですけども、各集落の公民館のほうに実際に避難行動をしていただいたりとか、またその場において各地域の自主防災組織の見直しであるとかというところの訓練をしていただいたことがございます。6年度に関しては町独自の防災訓練に関しては実施をしていなかったんですが、さきの全協でもちょっと担当

のほうから説明があったと思うんですけども、2月には国民保護の訓練等も実施される予定になっております。

また、町独自のそういった防災訓練、実際に避難活動を伴うような防災訓練も継続して実施していかねばならないというふうに考えておりますし、自主防災組織の育成というところにも力を入れていきたいなというふうに考えております。

**○議長（前 徹志議員）**

井上議員、一般質問あたりになりつつありますので、一般会計補正予算の質疑です。

**○1番（井上 和代議員）**

はい。

ありがとうございます。こちらのほう、防災無線とかそういったものにもお金をかけていただいているのは町民一人一人の命の大切さとか、そういったものにも多大なご協力を頂いているのかなというふうに思うところです。

そうしましたら次、21ページのほう、4款保健衛生費の4番予防費のほうで、こちらのほう結核検診であるとかというふうにあるんですけども、私のほうよくお話をさせていただく帯状疱疹のほう、増えていけば、こちらのほうに乗ってくるのかなというふうに思いまして、こちらのほう、どういったふうになっているのかなと。最近、帯状疱疹という文字と、いろんなところでの、テレビの放送であるとか、そういったところで文字を見ることがあって、また興味を持つところですけども、下の1階のほうにも何か貼ってあったんですけども、60、65、70というふうな形で、5歳刻みの形で受けられてはどうですかというようなパンフレットがあったと思います。伊仙町のほうはちょっと違うというふうなお話を頂いているんですけども、そちらのほうの説明をしていただければと思います。

**○健康増進課長（大山 拳君）**

ただいまの質問にお答えします。

井上議員のほうからこの帯状疱疹について過去何度か質問がなされており、答弁しているんですけども、今回また非常にタイムリーな質問を受けたと私のほうも感謝申し上げたいと思います。

今年度より東京医科大学、そして東京にあるパブリックヘルスリサーチセンターと協定を結び、5年継続の事業をする予定としております。この事業は農福連携事業なんですけれども、その一環としてこの帯状疱疹接種の勧奨を進めていきたいというふうな取組をする予定としております。

接種率についてなんですけれども、令和5年、令和6年とかなり低い状況になっております。というのも、国のほうでは対象者65歳以上、先ほど言ったように5歳刻みの対象者となっているんですけども、伊仙町においては50歳以上の方を対象者としております。およそ3,000人余りが対象者となっております。接種率も対象者が多い分と言うとあれなんですけれども、かなり低い状況で推移している、そういった点を改善していきたいということでこの事業の中で接種の勧奨をしていきたい、それに伴って伊仙クリニックの水田先生に協力を得て動画を撮影しております。こ

の動画、町内関係各所で動画を放映、そしてチラシ等も作成する予定としておりますので、そのチラシも町内各所に配付をして掲示していただきたいというような、今後活動していく予定としております。

そして町民の方の認識というところで考えると、このワクチン非常に高いという認識があると思います。確かに他のワクチンと比べて1本、1回2万円相当のワクチン、で、町の女性が半分の1万円、これを、接種を2回必要とするので、個人負担として2万円という形になるんですけども、このワクチンの効果というのが国のほうのデータが示されているんですけども、10年以上の効果があるというふうなデータがあります。そしてその効果率がパーセンテージとして95%以上。この薬が開発されたのが10年ほど前だというふうに話を伺っています。それなのでこの効果が切れるタイミングがまだ分からないので検証もまだできない状況であるというふうに話を伺っています。

また、その医師のほうから話を伺ったんですけども、私のほうもすごく印象に残った言葉として、「打たない理由がない」というふうにその先生はおっしゃっていました。私もそのデータから見ると、そういう考えを持っております。そのために、今後強く推進をしていきたいというふうに考えております。

#### ○1番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私のほうもこちらのほう、带状疱疹、やっぱり大変だっというお話は多々聞くところです。やっぱりこの1万円というところがネックになっていたんですけども、それで私、課長のほうに、もう、受けなさい受けなさいって言うのはやめようかねっていうふうに言ったら、1回打ったら10年間もう本当に効果が来ますと、で、1年間にざっと計算すれば1,000円ずつぐらいのもんですよ、みたいなお話を頂いたところでした。

私自身も2回ほどなりました。そのなったときっていうのは大体免疫がないときですよ、そういったときにできるわけですけども、これ本当に大変な病気だと思いますので、こちらのほう、もう少し皆さんのほうに告知をしていただいて、一人一人を守る形の対応ということになるかと思っておりますので、補正予算のほうに、またどれぐらい補正をしましたよというぐらい、皆さんをこれだけの人数を助けていただいたよというような形で乗せることが多くなるような形を取っていただきたいなと思います。

で、50歳以上、この中にも50歳以上多々だと思います。そういったところ、これから農繁期が一番忙しいときになりますので、そういったところも考えれば、私はもう申込用紙のほう頂きましたけれども、皆さんのほうもこういったところを考えていただければなというふうに思います。

これで私のほうの質疑のほう終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### ○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林 剛也議員）

令和7年度一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

まず、5ページの環境調査委託料3,400万とありますけども、この環境調査とは一体どういったものなのかお伺いします。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

面縄港の水深に伴い環境調査を行う予定でありました。

環境調査の内容としましては、既存資料文献の調査、水・定質の夏季、冬季の2季の調査、潮流調査等を行う予定でありました。

期間は1年から1年半ほどかかる予定になっております。

○8番（岡林 剛也議員）

こちら、面縄港を新設するための調査委託料だと思いますけども、面縄港のその事業主体はもうどこでやるのか決まっているのでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その主体はまだ決まってはございませんが、要望活動は続けているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

要望活動というのは、具体的にどちらへ要望するつもりなのでしょうか。

○建設課長（高橋 雄三君）

現在、要望活動を行っているのは国土交通省、あと防衛省等になります。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、この3,400万円が無駄にならないように頑張ってくださいと思います。

それとその上、継続費補正、鹿浦小学校建築費、まだ解体が始まったばかりだということに、もう既にこの1億8,800万円余り増額されていますが、これはどういった理由でしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

岡林議員のご質問にお答えいたします。

現在、解体工事が進められておりますが、建築の本体工事1校区、2校区、また、給排水、電気設備関係、設計が上がっておりますので、そちらは担当課のほうで今積算を行ってございました。契約に向けて補正が必要ということで、今回、継続費の補正ということで計上しているところでございます。

○8番（岡林 剛也議員）

じゃあ、もうこの補正で学校は出来上がると考えておりますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

現時点で積み上げた金額となっておりますので、この範囲内で工事をできればとは考えておりま

すが、やはり資材関係の高騰が続く中で後々に補正ということの可能性がないということはないかと思いますが、極力この予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

この先の物価高騰をやら見据えたこの金額じゃないんでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この積算については、現時点の直近の建築単価を積み上げておりますので、発注がスムーズにいけばこの単価で進められていくものと考えております。

○8番（岡林 剛也議員）

じゃあ、もうこれ以上補正を重ねないようにお願いいたします。

次、15ページ、2財産管理費の公共施設総合管理基金積立金が4,100万余り減額になっておりますが、この公共施設総合管理基金積立金というのは一体どういったものなのか、また、なぜこの4,100万余り減額されているのかをお伺いします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本公共施設総合管理基金積立金の減額につきましては、今回の補正に伴い、一般財源の支出が多くなったことによる積立金の取崩しという形になっております。

本基金の目的につきましては、伊仙町公共施設の整備及び維持管理に必要な資金を積み立てるためというふうに目的としてなっております。

○8番（岡林 剛也議員）

皆さんご存じだと思いますが、診療所跡地ですよ、あそこをちょっと荒れてて景観も悪いしちょっと危険な箇所もあります。あれはこの基金を使ってどうにかできないものでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

確かにその診療所跡地につきましては施設もかなり老朽化しており、危険な箇所も多くあるというふうに認識をしております。

今後、解体をしていくのかというところも含めて、この基金等の活用も検討しながら考えをまとめていきたいというふうに思っております。

○8番（岡林 剛也議員）

あの近辺は子どもも多いですし、中に入っていたずらなんかされてけがなんかされたら大変ですのでよろしくお願いいたします。

それと、先ほどもありましたがこの25ページ、有害鳥獣捕獲出動報償費、私この間、1週間ぐらい前ですかね、ここの老人ホームの後ろにイノシシがいました。そこまで今増えてるみたいですけども、義名山の浄水場の裏の山に親子が2つ入っていたとかいう話も聞きました。

それで、先ほどもありましたがけれども捕獲者、わなで捕獲する方、今町内に何人ぐらいいるのか

分かりますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

ちょっとろ覚えなんです、資格を保有されている方については30名を超えていると認識しております。

○8番（岡林 剛也議員）

この、わなを仕掛けるには会費とか何じゃら町に払う必要があるんですかね。もし、あるなら、幾ら払っているのかお伺いします。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

まず猟友会のほうに加入していただきますので、そちらの会費は発生していたと思いますが、町に対してお金を払う等はございません。

○8番（岡林 剛也議員）

私が聞いたのは、わなで2万円ぐらい年間1人払っている猟友会かどうか分かりませんが聞いた覚えがあるんですけども、分かりますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

議員がおっしゃっているのは、その資格を保有するための料金となっております。わなであればわなを仕掛ける資格を保有するための料金、これは県の猟友会です。

○8番（岡林 剛也議員）

それと、捕獲した場合、親は幾らで子は幾らになるのでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

成獣が1頭につき2万2,000円、幼獣が1万6,000円となっております。

○8番（岡林 剛也議員）

すぐこの町の横までもイノシシが来ていますので非常に危険でもあります。年間やっぱり何人かはイノシシに襲われて死亡事故も起きていますので、ぜひともこの値段を上げるとか、その、まあ、会費は県だったら安くしたりすることはできないかもしれませんが、一応県のほうに掛け合って安くしてもらうとか、そういうふうにしてこの捕獲者がどんどん活躍できるようにしていただきたいと思いますが、その値段を上げるとかは考えられませんか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

価格の改定についてでございますが、3町それぞれこういった報償金を支出してございます。伊仙町が一番少ない頭数であります、そういったところで3町の足並みをそろえる必要もあると思

います。そうしなければ高い市町村に持ち込まれる可能性も出てきますので、そういった部分は協議してまいりたいと思います。

○8番（岡林 剛也議員）

ぜひ、よろしく願いいたします。

25ページの直売所百菜運営事業費業務委託料275万1,000円補正されておりますが、これはどういったことでしょうか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

業務委託料につきましては、スタッフに対する業務委託料の増額補正となっております。

理由としましては、鹿児島県の最低賃金が上がったこと等も踏まえまして増額計上させていただいております。

○8番（岡林 剛也議員）

繰入金がどんどん上がっていくような気がしますので、ぜひ、自分たちで一生懸命企業努力をなされて、独立採算制で取れるように頑張っていたいただきたいと思います。これで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第49号、令和7年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後 1時30分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第50号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額10億4,029万6,000円に歳入歳出それぞれ50万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を10億3,979万4,000円とするものです。

5ページをお開きください。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金と、5節財政安定化支援事業繰入金の合計、50万2,000円を歳出の減額に伴い減額するものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費の8節旅費においては、オンラインの活用などによる不用額29万円の減額、11節役務費はライセンス更新手数料の不足額として7万6,000円を増額するものです。

2目国民健康保険団体連合負担金18節負担金補助及び交付金は支出済みによる執行残の減額としております。

1款3項1目運営協議会費は、8節旅費において不用額7万7,000円減額するものです。

2款保険給付費1項5目審査支払手数料は、現在までの執行状況により5万円増額し、補正後の額を125万円とするものです。

予算書7ページ、3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から3項介護納付金分は財源充当元となる財政安定化支援事業費の減額に伴い、それぞれ支出の財源組替えを行うもので、補正の増減はございません。

6款保険事業費1項2目保険指導事業費も財源の組替えにより、補正増減はございません。

予算書8ページ、7款基金積立金1項1目準備基金積立金は、令和6年度各事業における精算返還金の財源として886万1,000円減額し、補正後の額を112万円とするものです。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度精算による返還金として、6目から9目までの合計860万2,000円増額し、補正後の額を1,010万6,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第50号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第50号、令和7年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議案第51号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出の総額を9億1,754万5,000円に歳入歳出それぞれ5,846万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億7,601万円とするものです。

歳入について説明いたします。予算書5ページをお開きください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、給付費の年間見込額の増減に伴う国の負担割合分の歳入で、施設介護サービス分978万5,000円の増額、居宅介護サービス分118万2,000円の減額補正するものです。

2款国庫支出金2項1目調整交付金は、年間見込額の増額により1,860万1,000円の増額をするものです。

同款同項2目介護保険事業費補助金は、令和7年度介護報酬改定等に対応するためのシステム改修費として27万5,000円増額しています。

同款同項3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業は、年間見込額の減額に伴い24万3,000円減額するものです。

同款同項4目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外は、年間見込額の減額に伴い150万2,000円減額するものです。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金年間見込額の増加に伴い、支払基金の負担割合分

1,601万8,000円増額するものです。

同款同項2目地域支援事業支援交付金は、年間見込額の減額に伴い、支払基金の負担割合分32万8,000円減額するものです。

予算書6ページになります。

同款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は国庫支出金と同様で、給付費の減額に伴う県負担割合分の歳入で、施設介護サービス費が1,141万6,000円の増額、居宅介護サービス分を73万9,000円減額するものです。

同款2項2目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業以外も年間見込額の減額に伴い、県負担割合分をそれぞれ15万2,000円、75万1,000円減額するものです。

5款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、年間見込額の増に伴う給付費増加により、町負担分として741万5,000円増額するものです。

同款同項2目地域支援事業費繰入金は年間見込額の減額に伴い、地域支援事業繰入金、日常生活支援総合事業を15万2,000円、日常生活支援総合事業以外を75万1,000円減額するものです。

同款同項4目その他繰入金は、2款2項2目で説明したシステム改修費用の町負担分として17万6,000円増額するものです。

予算書7ページになります。

6款諸収入2項2目雑入は、令和6年度介護保険組合負担金精算返納金として57万9,000円増額し、補正後の額を286万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明します。予算書8ページからになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額209万6,000円から45万1,000円増額し、補正後の額を254万7,000円とするものです。歳入で説明したシステム改修負担金55万円が主な要因となっております。

予算書8ページから10ページになります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費から10ページの6項1目特定入所者介護サービス費まで各サービスに係る保険給付費となっており、全て今年度の実績から積算した年間所要見込額の実績と、積算した年間所要見込額の増減となっております。

1項介護保険サービス等諸費において、1目居宅介護サービス給付費400万9,000円の増額、3目地域密着型介護サービス給付費246万7,000円の減額、5目施設介護サービス給付費5,150万9,000円の増額、9目居宅介護サービス計画給付費130万4,000円の増額、予算書9ページになります、2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費が489万9,000円の減額、4項高額介護サービス等諸費1目高額介護サービス給付費322万7,000円の増額、5項高額医療合算介護サービス等費2目高額医療合算介護予防サービス費が5万円の増額、予算書10ページになります、6項特定入所者介護サービス費1目特定入所者介護サービス費が982万1,000円の増額となっております。

3款地域支援事業1項介護予防生活支援サービス事業費から3項包括的支援事業、任意事業まで実績及び所要見込額により減額補正しております。

主に減額の大きいものについて説明いたします。予算書10ページになります。

3款2項1目12節地域さわやかサロン委託料、実績及び所要見込額より100万円の減額。

予算書11ページ、3款3項3目1節から4節は会計年度任用職員として専門職の募集を行ってましたが、応募がないため計画期数分の合計185万5,000円を減額しております。

4目12節食の自立支援事業委託料、実績及び所要見込額より180万円の減額となっております。

同ページ、5款諸支出金1項2目償還金は、歳入6款諸収入で説明した令和6年度介護保険組合負担金の過年度清算金として57万8,000円増額補正するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第51号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第51号、令和7年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第52号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第52号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額2億1,888万4,000円に歳入歳出それぞれ129万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,018万2,000円とするものです。

歳入について5ページをお開きください。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、旅費の支出減額に伴う事務費の減額で20万4,000円の減額、3目療養給付費繰入金は療養給付費の支出増額に伴い158万4,000円の増額、4目保険事業費繰入金は事業の減額に伴い7万9,000円減額としております。

5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料及び2項償還金及び還付加算金は会計内の差額調整として科目存置していた1,000円をそれぞれ減額するものです。

次に歳出について、6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、オンラインの活用などにより20万4,000円減額し、補正後の額を501万7,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、過年度療養給付費負担金として158万1,000円増額するものです。

3款保険事業費2項1目予防重視一体的事業7節報償費は、11節役務費の財源組替えとして1万3,000円の減額、8節旅費は、オンライン等の活用による減額と会計年度任用職員の通勤費の減額で7万9,000円の減額、11節役務費は7節報償費からの財源組替えとして1万3,000円の増額としております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第52号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第52号、令和7年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第53号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第53号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

予算書を開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億3,824万1,000円に歳入歳出それぞれ511万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億4,335万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料、学校のプール事業利用の終了に伴う執行残として4万2,000円を減額しております。

2款繰入金1項1目繰入金は、歳出の増額に伴い運営費繰入金495万4,000円増額し、補正後の額を7,771万9,000円とするものです。

4款諸収入1項雑入は、夏場に行われた短期水泳教室の追加分として4,000円の増額、2項事業収入は、ほーらい館利用される方はお気づきだと思っておりますけれども、年明け1月12日に行うイベント費用収入として20万円の増額としております。

次に、歳出について予算書6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、486万6,000円増額しております。主な要因として、10節需用費において500万円増額しております。現在の施工状況から減額しているものもございますが、修繕料において660万円を計上しております。

3款文化事業費1項1目文化事業費、年明けに行われるイベント費用として25万円増額し、補正後の額を60万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第53号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第53号、令和7年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第54号、令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第54号、令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。予算書を開きください。

第2条、収益的収入及び支出について説明いたします。

収入。第1款水道事業収益は既決予定額から499万9,000円増額し、2億9,672万3,000円とするものです。支出。第1款水道事業費は既決予定額から708万3,000円増額し、2億9,574万7,000円とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出について説明いたします。

収入。第1款資本的収入の増減はありません。支出。第1款資本的支出は1,099万9,000円増額し、2億7,569万2,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、第6条、財務負担行為について、事項、期間、限度額は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。先ほど増減のありました補正予定額の内訳を説明いたします。

収益的収入1款2項4目消費税及び地方消費税還付金499万9,000円。

次に支出です。1款水道事業費用1項1目原水浄水費及び2目配水給水費はそれぞれ100万円を修繕費として、3目総係費421万3,000円は経営戦略改定業務委託料などの増額によるものです。

次に、資本的収入及び支出について。

収入。第1款資本的収入の増減はありません。支出。第1款資本的支出1項建設改良費1,099万9,000円は、主に道路改良に伴う原水管敷設替え工事及び給水管引込工事分の増額によるものです。

次に、債務負担行為について。事項伊仙町水道施設統廃合計画作成業務委託は、令和7年度から8年度末を予定しており、1,925万円を計上いたしております。

以上で、上水道事業会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第54号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第54号、令和7年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 請願第3号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願

○議長（前 徹志議員）

日程第7 請願第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉山 肇議員）

請願第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についての審査報告を行います。

去る12月9日、本会議終了後、議会委員会室において、委員7名、事務局2名、紹介議員1名出席の下、慎重に審査を行いました。

同請願は、奄美群島において唯一の血液備蓄所が2018年に奄美市から撤退したことにより、その後、郡内の医療機関は県本土の赤十字血液センターから直接航空便で血液を取り寄せなければならない事態が続いていることから、夜間などで緊急事態が発生し大量に血液が必要となるときに即時に取り寄せることができなくなった現状を鑑み、それぞれの離島へ血液備蓄所を再設置し、離島地域における平時の血液融通を認容できるよう、血液供給体制の強化を図ることが必要であるとの趣旨でありました。

伊仙町及び徳之島の町民の命、ひいては奄美群島民の命を守るためには、離島であっても本土と同様に必要なときに必要な血液製剤を確保できる体制を整えることが重要であります。その実現に向けては、一刻も早い備蓄所設置が求められるところです。

当委員会における審査の結果、請願第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、議員発議として意見書を鹿児島県知事へ

送付されるよう要望いたします。

令和7年12月11日、総務文教厚生常任委員会委員長 杉山 肇。

○議長（前 徹志議員）

これから、請願第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

これから、請願第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第3号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願は採択するものと決定いたしました。

#### △ 日程第8 発議第4号 伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書

○議長（前 徹志議員）

日程第8 発議第4号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より、意見書についての提案理由の説明を求めます。

○10番（永田 誠議員）

発議第4号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました請願第3号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願を受け、皆様のお手元にお配りしてあります意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、鹿児島県知事へ意見書を送付されるよう求めるものであります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから発議第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書を採択します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、伊仙町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第4号については、地方自治法第99条の規定により、本日付で鹿児島県知事へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

#### △ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### △ 日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第10 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、

お手元にお配りしました所管事務調査の事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第4回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 久 保 量

伊仙町議会議員 大 河 善 市